自 己 点 検 ・ 評 価 書

（教育及び大学運営）

令和４年６月

大阪府立大学

目　　次

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴 ・・・

人間社会システム科学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
看護学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
総合リハビリテーション学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
高等教育推進機構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
リーディングプログラムコース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴

１　現況

（１）大学名　大阪府立大学

（２）所在地　大阪府堺市

（３）教育研究上の基本組織

学士課程	現代システム科学域、工学域、生命環境科学域、地域保健学域、高等教育推進機構
大学院課程	工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、経済学研究科、人間社会システム科学研究科、看護学研究科、総合リハビリテーション学研究科

（４）学生数及び教員数（令和４年５月１日現在）

学生数	学域 4,494人、大学院 1,056人
教員数	専任教員数： 641人、助手数： 0人

２　大学等の目的

（１）大阪府立大学の基本理念

知識基盤社会化やグローバル化が進展する中で、ナショナル・イノベーションの担い手である大学への期待は、国内トップクラスの総合大学の多くに「大学が創出する研究成果を世界水準にする研究型大学」を指向させている。その結果、大学院教育は、アカデミアという限られた世界で活躍する学術研究者の養成の場になっているのが現状である。しかしながら、世界水準の研究を指向する大学で学んだ人材が、アカデミアのみならず地域社会や産業界などの多様な職域でも活躍することが、21世紀における知識基盤社会のさらなる発展のために不可欠である。
このような認識のもと、本学がこれまで目標として掲げてきた「高度研究型大学」を「大学の構成員すべてが世界水準の研究を目指す高い志を持ちつつ、社会の牽引役となる有為な人材を、高度な研究の場を通して教育し、輩出する大学」と位置づける。社会の牽引役となる有為な人材の育成は、教育・研究の両輪によって実現される。「実学」と「リベラルアーツ」の伝統を有する本学は、組織的な教育体制の整備とともに、学生に対する手厚い指導に基づく教育力および教員個々の研究力を一層深めることにより、このような人材の育成をめざす。
まず学士課程では、充実した教養教育と専門基礎教育によって人間力のある学士を育てて社会に輩出する。同時に、学士課程から博士前期課程に至るカリキュラムの連続性や融合性を重視した体系的なシステムによって博士前期課程への進学を促す。また博士前期課程においては、高度な研究を通じて行う少人数教育によって効果的な専門教育を行い、そこにおいて修得した専門知識によって社会で活躍できる高度専門職業人を養成する。さらに博士後期課程では、先進的な教育・研究を深めると同時に、地域社会や産業界との協働によって、社会を牽引する博士学位を有する人材を育成する。
公立大学としての存在意義を高め、地域に信頼される存在となるためには、地域社会や産業界を牽引する人材が本学から持続的に巣立ち、広く世界に翔く（はばたく）ことでその証を立てなければならない。それらを追求するため、日本のみならず世界の研究型大学の変革の起点となり、地域に信頼される知の拠点となるべき基本理念を表す言葉として、

高度研究型大学　～ 世界に翔く地域の信頼拠点 ～

を掲げる。

（２）大阪府立大学の教育目的

【学士課程の目的】

国際都市大阪における知的創造の場として、学術文化の中心的な役割を担うべく、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性、高い知性及び倫理観を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会及び国際社会における文化や生活の向上、産業の発展並びに人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。
（大阪府立大学学則　第１条）

【大学院課程の目的】

広い視野に立って、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、高い倫理観を持った高度な専門職業人並びに学術の研究者及び教授者の育成を図り、もって地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。
（大阪府立大学大学院学則　第１条）

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

博士後期課程及び獣医学博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
（大阪府立大学大学院学則　第３条）

（３）各学域・研究科等の教育目的

【現代システム科学域】

自然科学、社会科学、人間科学の基本的知識に基づいて現象を多様な要素の相互作用としてとらえるシステム的思考力と、複数の領域の知識を横断的に用いて実社会における問題を特定・分析・解決する領域横断的応用力を備え、卒業後も自律的に考え、学び、成長することができ、高い倫理観をもって持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成する。

（現代システム科学域規程　第２条）

【工学域】

科学と技術の融合領域である工学において、真理の探究と知の創造を重視し、自然環境と調和する科学技術の発展を図り、持続可能な社会の発展と文化の創造に貢献することをその基本の理念とする。この理念のもとで教育を実践し、幅広い総合的知識及び工学分野の専門知識に基づいて問題を認識し、評価し、解決する基本的な能力を培い、創造性と個性を伸ばし、豊かな教養、高い倫理観と専門能力を兼ね備えた人材を育成する。

（工学域規程　第２条）

【生命環境科学域】

生物の機能と生命現象の解明、自然環境、自然現象の理解と、それらの調和と持続的な利用のための基礎から応用までの広範な科学的知識と技術を修得するとともに、豊かな教養と問題解決能力、高い倫理観と創造力を身に付け、社会の多方面で貢献できる人材を育成する。

（生命環境科学域規程　第２条）

【地域保健学域】

生命の尊さと人の尊厳を重んじ、豊かな人間性、高い倫理観と深い教養を備え、人と社会に対する包括的視野と、人を支援する専門的かつ協働的な実践力を身に付け、地域社会及び国際社会において人々の健康と福祉の向上に寄与する人材を育成する。

（地域保健学域規程　第２条）

【工学研究科】
　科学と技術の融合である工学の領域において、真理の探究と知の創造を重視し、自然環境と調和する科学技術の進展を図り、持続可能な社会の発展と文化の創造に貢献することをその基本の理念とする。この基本理念のもとで教育・研究を実践し、人と社会と自然に対する広い視野と深い知識をもち、豊かな人間性、高い倫理観、高度の専門能力を兼ね備え、工学における重要な課題を主体的に認識して問題の解決に努め、社会の発展、福祉の向上および文化の創造に貢献できる技術者・研究者を育成する。
博士前期課程は、工学分野の広範な専門知識の教授と研究指導を通して、基本的研究能力と問題解決能力を培い、自ら知的財産を創造し、新領域を開拓できる人材を育成する。
博士後期課程は、工学分野の高度な専門知識の教授と研究指導を通して、自立して研究活動を行い、その成果を総合評価する能力を培い、新しい知識を体系化し、先導的な工学領域を創生できる人材を育成する。
（工学研究科規程　第２条）

【生命環境科学研究科】
　博士前期課程は、生命環境科学の広範な専門知識の教授と研究指導を通して応用生命科学あるいは緑地環境科学の専門領域についての知識と技術、高い倫理観を身に付け、社会の多方面で活躍できる人材を育成する。
博士後期課程は、前期課程での教育を基礎として、より研究活動に重点をおいた教育を行い、専門領域における高度な知識や技術、高い倫理観を持ち、総合的な視野や深い洞察力、独創性や自立的研究能力を身に付けた人材を育成する。
獣医学博士課程は、応用動物科学を基に、高度獣医臨床、人獣共通感染症を含む環境リスク、食の安全性確保、動物バイオテクノロジーなどの現在社会の高度な要請に応えうる、高い倫理観を持つ人材を育成する。
（生命環境科学研究科規程　第２条）

【理学系研究科】
　博士前期課程は、先端技術の発展の基盤となる基礎科学分野の広範な専門知識の教授と研究指導を通して、主体的な探求心を育み、高い学識と創造力、倫理観を有し、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成する。
　博士後期課程は、基礎科学分野の高度な専門知識の教授と研究指導を通して、新たな研究計画の立案や評価を行うための能力、ディスカッション能力を身につけ、研究開発において主導的な役割を果たし、かつ高い倫理観を持った、社会の発展に寄与しうる自立した人材を育成する。
（理学系研究科規程　第２条）

【経済学研究科】
博士前課程経済学専攻では、様々な経済問題を理論的・実証的に扱い、とるべき政策のあり方について教育研究し、グローバルな経済社会に貢献できる実践的・創造的能力を備えた社会の発展に貢献できる高い倫理観を持った研究者及び高度の専門的職業人を養成する。
博士前期課程経営学専攻経営学分野及び法学分野では、複雑で変化の激しい企業活動を中心に、非営利組織も含めた組織の経営について、経営学・会計学・法学といった様々な角度から教育研究することを重視し、グローバルな経済社会に貢献できる実践的・創造的能力を備えた社会の発展に貢献できる高い倫理観を持った研究者及び高度の専門的職業人を養成する。
博士前期課程経営学専攻観光・地域創造分野では、ツーリズムに関連する経済科学、及び人文社会諸科学について教育研究し、豊かな学術的識見と柔軟な実践的応用力・構想力・問題解決能力を兼ね備える地域文化プロデューサー、地域経済の再生、開拓発展に取り組む地域牽引型イノベーター等の高度な人材を養成する。
博士後期課程は、経済学、経営学、法学の諸分野における独創的な研究活動を通して、それぞれの専攻分野における学問の進歩に寄与し、併せて社会の発展に貢献できる、より高度な研究・分析能力と豊かな学識を有する高い倫理観を持った研究者及び高度の専門的職業人を育成する。
（経済学研究科規程　第２条）

【人間社会システム科学研究科】
　博士前期課程は、専門的学術の基礎を培い、学識を拡大・深化させ、諸科学の知識を活かし、高い倫理観をもって多方面で社会に寄与できる人材を育成する。
　博士後期課程は、専門的学術の探究を進め、高い学識及び倫理観をもって諸科学の発展に寄与できる責任ある人材を育成する。
（人間社会システム科学研究科規程　第２条）

【看護学研究科】
　博士前期課程は、人間の存在と生命の尊厳について深く理解し、広い視野に立って精深なる学識を修め、高い倫理観をもち専門分野における教育研究能力、あるいは高度に専門的な実践能力を有する人材を育成する。
　博士後期課程は、豊かな学識を有し、看護学分野において学術研究を推進しその深奥を極め、高い倫理観をもって自立して研究活動を行うことができる能力を有する人材を育成する。
（看護学研究科規程　第２条）

【総合リハビリテーション学研究科】
　人々の健康と生活の質の向上に貢献しうる、より高い資質を持った医療専門職者の育成、並びに生命の尊さと人の尊厳を重んじることを基本理念とする。この基本理念のもとで、高い倫理観を持ち、予防から治療、回復、社会参加に至る総合的なリハビリテーションに関する教育・研究を実践し、保健・医療・福祉の発展・向上に貢献できる人材を育成する。
　博士前期課程は、総合的なリハビリテーションに関する深い探求心と洞察力を備え、相互の信頼と協働の重要性を理解し、責任ある判断、行動のできる豊かな人間性並びに専門性を有する人材を育成する。
　博士後期課程は、研究活動により重点をおいた教育を行い、総合リハビリテーション学領域における高度な知識や技術を持ち、総合的な視野や深い洞察力、独創性や自立して研究を行いうる能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性と深い教養を備えた人材を育成する。
（総合リハビリテーション学研究科規程　第２条）

【高等教育推進機構】
　学士課程において、高い倫理観をもつとともに、高度な知識に裏付けられた幅広い視野と適切な判断力を有し、国際化・情報化が進む現代社会において活躍できる人材を育成する。
大学院課程において、専門性のみにとらわれない学際的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任を持つ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人材を育成する。
（高等教育推進機構規程　第３条）

３　特徴

本学の前身は、1883年の大阪獣医学講習所にまで遡る。大学としては、1949年に複数の旧制専門学校を母体に設立された浪速大学（1955年に大阪府立大学と改称）、大阪府女子専門学校を母体に同年に開学した大阪女子大学、1994年に設置された大阪府立看護大学の三大学を、高度研究型大学として更なる発展を目指すため、2005年に再編・統合して７学部７研究科で構成する総合大学としての姿を整えた。2012年には、複雑化する現代社会の課題解決に必要となる学際性を重視した教育を提供することを目指して、学士課程の７学部28学科を４学域13学類に再編した。また、大学院課程においても、社会のニーズに対応した専攻を順次開設し、改組を進めてきた。

（１）教育面では、学士課程においては、学域制への改組に伴い、経過選択型の進路選択を導入するとともに、全学必修科目の「初年次ゼミナール」、「Academic English」の開講、学域・学類共通科目や副専攻プログラムの提供など、幅広い教養と専門性を兼ね備え、さらに各自の専門の枠を超えた学際的な知識を身につけることができる教育課程を編成・実施している。また、文部科学省AP事業を活用した反転授業などのアクティブ・ラーニングの推進、ラーニングコモンズの充実などによる自主的学修環境の整備に取り組んでいる。さらに、学修活動の自己評価を可能にするポートフォリオ・システムの運用や学生調査の継続的な実施により、学習成果を適切に可視化し、教育内容の改善・充実に取り組んでいる。
大学院課程においては、専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」を開設し、様々な教育プログラムに積極的に取り組んでいる。また、大学フェローシップ創設事業及び次世代研究者挑戦的研究プログラムを活用し、博士後期課程及び博士課程学生を経済的に支援するとともに、研究力向上及びキャリアパス支援に取り組んでいる。
また、本学における教育機能の向上と教育内容の充実を図るため、高等教育推進機構を設置し、学士課程のみならず大学院課程も含む全学の共通教育の企画・実施を行うとともに、高等教育についてのファカルティ・ディベロップメント（FD）の企画・実施を推進している。

（２）研究面では、「高度研究型大学～世界に翔く地域の信頼拠点～」の基本理念の下に、世界水準の研究を目指し、教員の自発的な研究の活性化を図るとともに、分野横断的な研究や戦略的な研究活動を推進するために研究推進機構の下に21世紀科学研究センターを設置している。21世紀科学研究センターでは50を超える研究所が活動している。あわせて、同機構に設置している植物工場研究センター、BNCT研究センターは、施設設備を充実させ産学官共同で先導的研究を進めている。また、インセンティブ事業を活用し女性研究者支援や外部資金獲得額増加に取り組むとともに、テニュアトラック制を活用し若手研究者の育成にも取り組んでいる。

（３）地域貢献の面では、国際・社会連携推進本部、研究推進本部及び研究推進機構が中核となり、産学官連携による先端的研究や知的財産の社会還元、生涯教育等の活動に取り組んでいる。大学の研究シーズと企業ニーズのマッチングを促進し共同研究の増加につなげるとともに、金融機関も含めた「新産学官金連携推進モデル」を構築し、人材育成から共同研究、事業化まで中小企業の支援に積極的に取り組んでいる。また、小中高校生から高齢者まで多様な層への生涯教育を実施するとともに、都心部の拠点として「I-siteなんば」を開設し、「まちライブラリー」の展開などにより情報発信と交流の場を提供している。「ボランティア・市民活動センターV-station」を中心に、学生ボランティアにより地域貢献活動に活発に取り組んでおり、災害復興支援・地域防災啓発・地域の居場所作り等幅広く活躍している。

（４）国際化については、グローバル化戦略を策定し、国際・社会連携推進本部を設置。39の国と地域の163校10研究機関と学術交流協定を締結し、海外大学との研究交流、学生の派遣・受入を推進している。また、留学生寮と交流エリアを備えた国際交流会館を整備し、レジデント・サポーターとして在学生が外国人学生の支援等を行っているほか、留学生アドバイザー制度を創設。あわせて、入学後最初の6ヶ月を対象に支援する、既存のチューター制度に加えて、留学生サポーター制度を2021年度に開始し、多方面から外国人学生支援に取り組んでいる。「グローバルリーダー育成奨学金」等の大学独自の奨学金を創設し、学生のグローバル活動を支援している。

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域１　教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準１－１　教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目１－１－１］ 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第２号（その１の１）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（生命環境科学域理学類）		
	1-1-1-02 基本計画書（理学系研究科数理科学専攻）		
	1-1-1-03 基本計画書（人間社会システム科学研究科現代システム科学専攻）		
	1-1-1-04 基本計画書（人間社会システム科学研究科人間社会学専攻）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目１－１－１］　改組の経緯
【生命環境科学域　理学類】
理学分野の充実を図るため、生命環境科学域　自然科学類を理学類に改組し、物理学、化学、生物学の３課程に加え数理科学課程を新設。学問分野を志願者に分かりやすく伝えることを目的に、名称を「理学類」と改めた。

［分析項目１－１－１］　改組の経緯
【大学院理学系研究科　数理科学専攻】現代社会で必要とされている数理の専門人材を養成するため、理学系研究科　情報数理科学専攻を数理科学専攻に改組。上記数理科学課程の新設とあわせて、本学における数理科学分野の学士課程教育と大学院教育を一体として展開。

［分析項目１－１－１］　改組の経緯
【大学院人間社会システム科学研究科　現代システム科学専攻】人間社会システム科学研究科　現代システム科学専攻の第一期生が修士課程修了を迎える時期に合わせて、同専攻の修士課程を博士前期課程に改組、新たに博士後期課程を設置。

［分析項目１－１－１］　改組の経緯
【大学院人間社会システム科学研究科　人間社会学専攻】　人間社会システム科学研究科の言語文化学、人間科学、社会福祉学専攻を一つに統合し、人間社会学専攻を設置。 ３専攻を３分野として維持することでこれまで培ってきた高度な専門性を担保しつつ、それらを統合することで専門的研究の学際性による深化をはかる。

［分析項目１－１－１］　改組の経緯
大阪府立大学と大阪市立大学を母体として2022年4月に大阪公立大学が発足した。大阪公立大学発足に伴い大阪府立大学と大阪市立大学は一部の編入学を除き学生募集を停止したが、両大学の所属学生が存在する間はそれぞれの大学として存続し、運営を行っている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目１－２－１］ 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式１		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式１		
［分析項目１－２－２］ 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式１－２－２）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組１－２－Ａ]女性教員 教員の年齢構成はおおむねバランスがとれている。女性教員の数が比較的少ないが、公立大学法人大阪府立大学第３期中期計画（中期計画期間：2017～2022年度　※法人統合に伴い2018年度で終了）に続き、公立大学法人大阪第１期中期計画（中期計画期間：2019～2024年度）に女性研究者の積極採用や上位職への積極登用、キャリア形成支援の環境を整備し、女性教員比率を20%以上に高めることを掲げている。女性研究者支援室を中心に環境整備・女性研究者育成に積極的に取り組んでおり、前回認証評価時（平成28年度）より女性教員比率は上昇（18.0%→20.4%）している。	1-2-A-01 女性研究者支援実績データ		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

女性教員比率増に向けて、女性限定公募の実施や部局インセンティブの活用、環境整備に積極的に取り組んでおり、順調に女性教員比率が上昇している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準１－３　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目１－３－１］ 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式１－３－１）		
	1-3-1_教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正		
	1-3-1-03_公立大学法人大阪組織規程_R4.4.1改正	附則3～6	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-04_大阪公立大学 研究院規程		
	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05_大阪公立大学 執行体制（2022-2023年度）（大学HP）		
［分析項目１－３－２］ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－２）		
	1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第12条	再掲
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第41条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程		
	1-3-2-02_各学域・研究科等における教授会の運営状況		
	1-3-2-03_現代システム科学域教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-04_工学域・工学研究科教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-05_生命環境科学域教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-06_地域保健学域教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-07_生命環境科学研究科教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-08_理学系研究科教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-09_経済学研究科教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-10_人間社会システム科学研究科教授会関連内規（非公表）		
	1-3-2-11_高等教育推進機構教授会関連内規（非公表）		

［分析項目１－３－３］ 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－３）		
	1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-3-01_公立大学法人大阪定款	第20-22条	
	1-3-3-02_大阪府立大学教育研究審議会規程		
	1-3-3-03_大阪府立大学教育企画運営会議規程		
	1-3-3-04_大阪府立大学教育改革専門委員会要綱		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目１－３－１］
大阪府立大学の運営法人である公立大学法人大阪は2022年4月から大阪公立大学を設置したが、公立大学法人大阪定款 附則に規定するとおり、同一法人により運営される大阪府立大学と大阪市立大学は両大学の在学生が存在する間存続し、必要な運営体制を維持した上で適切に運営される。

［分析項目１－３－２／１－３－３］
教授会や全学的な教育研究審議会等の会議について、コロナ禍においても、オンライン会議ツールを活用することで活発な意見交換が可能となり、各会議の機能は十分に果たされた。開催頻度についても例年同様の回数となった。

［分析項目１－３－２］
看護学研究科、リハビリテーション学研究科教授会については、権限を委任した下部の会議が存在せず「大阪府立大学教授会等規程」に規定されている事項以外の取り決めはないため、教授会等規程以外の内規は存在しない。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組１－３－Ａ］ 教員は研究院という教員組織に所属し、1-3-A-01のとおり大阪公立大学の教育組織を担当しているが、別紙様式1-3-1のとおり、各研究院の教員のうちこれまで大阪府立大学を担当していた教員を中心に、大阪府立大学の教育組織もあわせて担当する。	1-3-A-01_大阪公立大学教育組織図		
［活動取組１－３－Ｂ］ 大阪公立大学発足後は、学長若しくは副学長の下で大阪府立大学の教育研究活動について審議する会議として、大阪府立大学教育研究審議会及び教育企画運営会議が引き続き設置されている。教育改革専門委員会は大阪公立大学の会議として設置されているが、大阪府立大学・大阪市立大学の教育改革もあわせて担当する。	1-3-B-01_大阪府立大学教育研究審議会規程_R4.4.1改正		
	1-3-B-02_大阪公立大学教育系会議・委員会体制図（2022年度）（非公表）		
	1-3-B-03_大阪府立大学_教育企画運営会議規程_R4.4.1改正		
	1-3-B-04_大阪公立大学_教育改革委員会規程_R4.4.1施行		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

教育改革専門委員会の議事については教育企画運営会議にて報告するとともに、教育企画運営会議の議事については教育研究審議会で報告しており、教育研究に関する全学委員会について学長をトップに一体的な運営を行っている。

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域２　内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－１－１］ 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式２－１－１）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-3-03 大阪府立大学教育企画運営会議規程		再掲
	1-3-3-04 大阪府立大学教育改革専門委員会要綱		再掲
	2-1-1-01 大阪府立大学大学評価基本方針		
	2-1-1-02 大阪府立大学自己点検・評価実施要領		
	2-1-1-03 自己点検・評価、機関別認証評価及び選択的評価による改善に係る基本方針		
	2-1-1-04 大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		
［分析項目２－１－２］ それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式２－１－２）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		
	2-1-2-03 大阪府立大学 現代システム科学域規程		
	2-1-2-04 大阪府立大学 工学域規程 R4.4.1改正		
	2-1-2-05 大阪府立大学 生命環境科学域規程		
	2-1-2-06_大阪府立大学 地域保健学域規程		
	2-1-2-07 大阪府立大学大学院 工学研究科規程 R4.4.1改正		
	2-1-2-08 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科規程		
	2-1-2-09 大阪府立大学大学院 理学系研究科規程		
	2-1-2-10 大阪府立大学大学院 経済学研究科規程		

	2-1-2-11_大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科規程_R4.4.1改正		
	2-1-2-12_大阪府立大学大学院 看護学研究科規程		
	2-1-2-13_大阪府立大学大学院 総合リハビリテーション学研究科規程		
	2-1-2-14_大阪府立大学 高等教育推進機構規程_R4.4.1改正		
	2-1-2-15_大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
［分析項目２－１－３］ 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式２－１－３）		
	2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-01_大阪府立大学情報システム委員会規程		
	2-1-3-02_大阪府立大学学術情報センター図書館委員会規程		
	2-1-3-03_大阪府立大学学生委員会規程		
	2-1-1-04_大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目２－１－１，２］
「大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針」及び「大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針」に基づき、教育研究上の基本組織（各学域・研究科、高等教育推進機構）ごとに「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を定めているが、特記事項②に後述のとおり、大阪府立大学としての内部質保証体制は大阪公立大学の体制の中で整備するため、教育企画運営会議に代わり内部質保証会議が全学の各領域の内部質保証に関する業務を所掌し、教育企画運営会議は特に教育の内部質保証を所掌することとなる。また、データ利活用推進室及び高等教育研究開発センターが、大阪公立大学及び大阪府立大学のアセスメント支援組織としての役割を担うこととしている。さらに、大阪府立大学として実施する教育課程等に係る自己点検・評価のとりまとめ、改善計画の策定・実施は、大阪公立大学として行うこれらの取組みと合わせて、大学評価委員会が中心となり対応する。

［分析項目２－１－３］
施設については、質保証に責任をもつ委員会等の会議体は存在しないが、「大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針」に従い、推進責任者である大学事務局長のもと内部質保証を推進してきた。
大阪公立大学においては引き続き学長が指名する副学長を推進責任者とする施設管理委員会にて質保証を推進する。
情報関連施設整備及び図書館については、「大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針」に従い、別紙様式２－１－３のとおり質保証を推進してきたが、大阪公立大学においては引き続き、情報基盤センター長を推進責任者とする情報システム委員会及び図書館機構長を推進責任者とする図書館委員会にて質保証を推進する。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組２－１－Ａ］
大阪公立大学においても、大阪府立大学における内部質保証に関する方針を踏襲し、大学評価及び内部質保証にかかる方針類を定め、内部質保証体制を整備している。
具体的には、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」において、内部質保証の全学的な責任者及び分野ごとの実施組織・責任者を明確に定めている。
また、大阪府立大学の内部質保証体制では、各分野の質保証責任者及び実施組織がそれぞれ独立して存在していたが、大阪公立大学においては質保証体制のさらなる強化を図るため、各分野の質保証責任者を構成員とする「内部質保証会議」において内部質保証を推進することとしている。
2022年度以降は、大阪公立大学の体制の中で大阪府立大学としての内部質保証体制を整備し、大阪公立大学における質保証の統括責任者を大阪府立大学と同一人物とするなど、一体として質保証が担保できる仕組みとしている。

2-1-A-01_大阪公立大学_大学評価基本方針		
2-1-A-02_大阪公立大学_大学評価による改善に係る基本方針		
2-1-A-03_大阪公立大学_自己点検・評価実施要項		
2-1-A-04_大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針		
2-1-A-05_大阪公立大学における教育の内部質保証に関する方針		
2-1-A-06_大阪公立大学_内部質保証会議規程		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

2018年度に実施した自己点検・評価を通じて、教学の実施に責任を持つ組織（教育運営会議）と計画、評価及び改善活動に責任を持つ組織（計画・評価会議）が別の組織体であり、責任者・構成員も異なっており、その位置づけも大学と法人に分かれていることから、内部質保証を推進するための体制と役割が必ずしも明確になっていないことを確認した。これを受け、2019年度に機関別内部質保証体制の見直しを行い、本学の教育について継続的に改善・向上を図り、質を保証することにより大学運営を円滑に行うことを目的に、副学長（統括）をその責任者、各部局の副部局長を構成員とする教育企画運営会議を大学直下に設置することとした。さらに、教育企画運営会議では各分野の推進責任者が必ずしも会議構成員となっていなかったが、大阪公立大学では、各分野の質保証責任者を構成員とする「内部質保証会議」を設置し、より直接的に内部質保証を推進できる体制に強化した。

【改善を要する事項】
該当なし

基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目２－２－１］ それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること （１）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること （２）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること （３）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	1-3-3-03 大阪府立大学教育企画運営会議規程		再掲
	1-3-3-04 大阪府立大学教育改革専門委員会要綱		再掲
	2-1-1-02 大阪府立大学自己点検・評価実施要領		再掲
	2-1-1-04 大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目２－２－２］ 教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－２）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目２－２－３］ 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－３）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 大阪府立大学自己点検・評価実施要領		再掲
	2-1-1-04 大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
［分析項目２－２－４］ 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式２－２－４）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲

［分析項目２－２－５］ 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式２－２－５）		
	2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_大阪府立大学大学評価基本方針		再掲
	2-1-1-03_自己点検・評価、機関別認証評価及び選択的評価による改善に係る基本方針		再掲
	2-1-1-04_大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-2-5-01_公立大学法人大阪 監事監査規程		
	2-2-5-02_公立大学法人大阪 内部監査規程		
［分析項目２－２－６］ 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式２－２－６）		
	2-2-6_実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_大阪府立大学大学評価基本方針		再掲
	2-1-1-03_自己点検・評価、機関別認証評価及び選択的評価による改善に係る基本方針		再掲
	2-1-1-04_大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
［分析項目２－２－７］ 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_大阪府立大学大学評価基本方針		再掲
	2-1-1-03_自己点検・評価、機関別認証評価及び選択的評価による改善に係る基本方針		再掲
	2-1-1-04_大阪府立大学における内部質保証に関する基本方針		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目２－２－１／２－２－２］
本学では教育研究上の基本組織（各学域・研究科、高等教育推進機構）ごとに教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、各組織がそれぞれの教育課程について教学アセスメント（教育に関する各種データの収集・分析及び教育プログラムの状況の把握・検証）を実施することとし、実施体制や実施手順、領域６の各基準に照らしたアセスメントの項目（アセスメントリスト）を定めている。2021年度に自己点検・評価の一環として教学アセスメントを実施し、各教育課程に係る状況をアセスメントシートにまとめ領域６の対応する基準に根拠資料として添付している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準２－３　【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目２－３－１］ 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式２－３－１）		
	2-3-1_計画等の進捗状況一覧		
［分析項目２－３－２］ 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01_2021年度FD活動報告（高等教育開発センター、各部局別）		
	2-3-2-02_2021年度前期授業アンケート結果（非公表）		
	2-3-2-03_大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校教職協働組織規程	第3条、第4条	
	2-3-2-04_大阪府立大学IR推進室設置要項		
	2-3-2-05_IR推進室構成員　R3.4.1（非公表）		
	2-3-2-06_教育戦略室会議概要（非公表）		
	2-3-2-07_2021年度教育戦略室構成員（非公表）		
［分析項目２－３－３］ 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01_2021年度FD活動報告（高等教育開発センター、各部局別）		再掲
	・領域４、５、６の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
	2-3-3-01_授業アンケート自由記述欄の公開に関する学生FDスタッフの意見（非公表）		
	2-3-3-02_学生FDスタッフが作成した教養科目選択のための情報の充実に関する企画概要書（非公表）		
	2-3-3-03_2020年度要望書回答（中百舌鳥C・りんくうC）		
	2-3-3-04_現代システム科学域_意見反映事例（非公表）		
	2-3-3-05_地域保健学域総合リハビリテーション学類_意見反映事例（非公表）		
	2-3-3-06_経済学研究科_意見反映事例（非公表）		
	2-3-3-07_人間社会システム科学研究科_意見反映事例（非公表）		
	2-3-3-08_総合リハビリテーション学研究科_意見反映事例（非公表）		
［分析項目２－３－４］ 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01_大学基準協会_獣医学教育評価結果（生命環境科学域獣医学類）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目２－３－２］
・本学では「認証評価など大学評価のとりまとめによる大学情報の発信」「認証評価など大学評価のなかで収集及び整理された各種データの分析や活用方法等の検討」等を行う教職協働組織として2017年度に「IR推進室」を設置し、点検・評価に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する体制を整えてきた。大阪公立大学では、データ利活用推進室及び高等教育研究開発センターが、大阪府立大学のアセスメント支援組織としての役割を担うこととしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組２－３－Ａ］ 本学では2017年度から、教育内容等の充実や教育の質保証に向けた方針・戦略を検討するため教職協働組織として教育戦略室を設置している。ボトムアップ型での議論により教育の全学基本方針の策定を行っており、2018年度からはその施策の一つとして内部質保証に関するスタートアップ支援事業を実施してきた。この事業は学士課程（学域・学類）の教育プログラムにおける質の保証・向上に資する部局での取組みに対して経費支援を行うものであり、この事業を通じて、各部局が主体となって学習成果（DP）を定期的に分析・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図る仕組みの構築とその機能の実質化を図ってきた。各取組みについては領域6（基準6－8）に詳述する。	2-3-A-01_内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		
	2-3-A-02_内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		
	2-3-A-03_内部質保証に関するスタートアップ支援事業成果報告会		
［活動取組２－３－Ｂ］ ・本学ではポートフォリオシステムにより学生の学びの実態を把握するとともに、定期的に全学的な学生調査（1年次生、3年次生、卒業・修了予定年度）を実施している。各部局において学習成果を把握し、カリキュラムについて検討する機会を提供するため、高等教育開発センターにおいてこれらの分析を行い、全学委員会（教育改革専門委員会）を通じて各部局にフィードバックを行っている。さらに、一年生調査及び上級生調査については、回答結果を学生自身の学生生活に役立ててもらえるよう、調査項目の一部をポートフォリオシステムを通じて学生へ個別にフィードバックしている。	2-3-B-01_高等教育開発センター運営要領		
	2-3-B-02_ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		
	2-3-B-03_一年生・上級生調査2021年度フィードバック（サンプル）		
	2-3-B-04_一年生調査2020-2021集計結果（全学）（非公表）		
	2-3-B-05_上級生調査2020-2021集計結果（全学）（非公表）		
	2-3-B-06_卒業予定者アンケート2019-2021集計結果（全学）（非公表）		
	2-3-B-07_卒業生調査2021集計結果（全学）（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準２－４　教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目２－４－１］ 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準２－５　組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目２－５－１］ 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去５年分）（別紙様式２－５－１）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去５年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 公立大学法人大阪教員の人事に関する規程（非公表）		
	2-5-1-02 公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（非公表）		
	2-5-1-03 大阪府立大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-04 大阪府立大学における教員選考に関する基本方針（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-05 教員採用・昇任時の選考資料（非公表）		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-05 教員採用・昇任時の選考資料（非公表）		再掲
［分析項目２－５－２］ 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式２－５－２）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 大阪府立大学大学評価基本方針		再掲
	2-5-2-01 大阪府立大学教員活動点検・評価方針（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 大阪府立大学教員活動点検・評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-03 教員活動点検・評価結果（非公表）		

［分析項目２－５－３］ 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式２－５－３）		
	2-5-3_評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-1-1-01_大阪府立大学大学評価基本方針		再掲
	2-5-2-01_大阪府立大学教員活動点検・評価方針（非公表）		再掲
	2-5-2-02_大阪府立大学教員活動点検・評価実施要領（非公表）		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03_教員活動点検・評価結果（非公表）		再掲
［分析項目２－５－４］ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること	・ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－４）		
	2-5-4_ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧		
［分析項目２－５－５］ 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式２－５－５）		
	2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	1-3-1-03_公立大学法人大阪組織規程_R4.4.1改正	第10条、第12条	再掲
	2-5-5-01_公立大学法人大阪　組織・機構図（2022年4月）		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	1-3-1-03_公立大学法人大阪組織規程_R4.4.1改正	第10条、第12条	再掲
	2-5-5-01_公立大学法人大阪　組織・機構図（2022年4月）		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やＴＡ等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-02_大阪府立大学TA制度の実施に関する要領・TA制度運用ガイドライン		

［分析項目２－５－６］ 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－６）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・ＴＡ等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		
	2-5-6-03 アクセス・アシスタント登録＆活動の手引き（2020年3月版）（非公表）		
	2-5-6-04 聴覚障がい学生授業担当教員、アクセス・アシスタント用情報保障の手引き（2020年3月版）（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目２－５－１］
大阪公立大学の人事制度において、大阪府立大学の教育を担当する教員の採用・昇格を決定しており、これまでと同様の基準・方針による採用・昇格の質を担保している。

［分析項目２－５－２／２－５－３］
大阪公立大学の教員活動点検・評価制度において、大阪府立大学の教育を担当する教員についての自己点検・評価を実施しており、適切な質の維持・向上を継続的に図ることが可能である。

［分析項目２－５－４］
FDについて、大阪公立大学発足後も、大阪公立大学高等教育研究開発センターが中心となり、引き続き積極的に授業の内容及び方法の改善を図るための取組みを実施する。

［分析項目２－５－６］
教育支援者、教育補助者への研修について、大阪公立大学発足後も、大阪公立大学の体制において、引き続き教育支援の質の維持、向上を図る取り組みを実施する。TAは、TF(ティーチング・フェロー）及びTA(ティーチング・アシスタント）として階層化するとともに、学士課程学生を対象とするSA(スチューデント・アシスタント)という区分も引き続き導入し、階層に応じた体系的な研修を実施する。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組２－５－Ａ］ 必要な科目に必ずしも適切にTAが配置されていない等の課題があったため、2018年度より、教育の充実及びTA自身の教育研究に関する資質の向上を目的として、TA業務を整理し、業務内容に応じた階層化を図った。併せて、階層に応じた体系的なTA研修制度の構築を図るための検討を行った。2019年度には、TAの階層化を実施するとともに、階層に応じたTA研修を順次開始した。また、必ずしもTAが担う業務内容とはいえない業務を整理し、学域生が担うことができるようSA（スチューデント・アシスタント）及び試験スタッフの検討を行い、2020年度には、SA及び試験スタッフを全学に導入した。 大阪公立大学では、TAは、TF(ティーチング・フェロー）及びTA(ティーチング・アシスタント）として階層化するとともに、SA(スチューデント・アシスタント)も引き続き導入し、階層に応じた体系的な研修を実施する。	2-5-A-01 TA制度の見直しについて（非公表）		
	2-5-A-02 SA・試験スタッフの全学導入について（非公表）		

［活動取組２－５－Ｂ］ 2022年度の大阪公立大学開学を見据えて、従来の教員評価制度（2018年度迄）に代えて、2020年度より教員の自己点検・評価に基づく教員活動点検・評価制度を新たに開始した。2019～2021年度の活動実績を対象とし、2021年度末に3年分の実績について評価を行った。 大阪公立大学においても、教員の自己点検・評価に基づく教員活動点検・評価制度を実施しており、制度運用を通じて継続的な改善を図るとともに、評価結果の積極的な活用等についても検討を進める。	2-1-A-01_大阪公立大学_大学評価基本方針		再掲
	2-5-B-01_大阪公立大学教員活動点検・評価基本方針		
	2-5-B-02_大阪公立大学教員活動点検・評価実施要項		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準３－１　財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－１－１］ 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_公立大学法人大阪 財務諸表（令和3年度）		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_監事監査報告書（令和3年度）		
	3-1-1-03_独立監査人の監査報告書（令和3年度）		
［分析項目３－１－２］ 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料（別紙様式３－１－２）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_乖離理由説明		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組３－１－Ａ］ 大阪公立大学発足後の2022年度予算については、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下、「両大学」という。）の2021年度予算と同等水準を確保することとしている。また、学生の教育のために必要となる予算としては、学生一人あたりの積算単価を設定し、学生数を乗じた額を基盤教育費として各部局に予算配分することとしている。加えて、教育推進課や学生課のような学生の教育や活動を支援する部署に対して、必要な予算を配分することで大阪公立大学及び両大学における教育環境等の整備を行っていく。 以上のことから、2022年度以降も大阪府立大学の学生のために必要な予算は確保される。	3-1-A-01_2022年度以降における大阪府立大学生の教育のための予算の確保について		
	3-1-A-02_2022年度予算		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準３－２　管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目３－２－１］ 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-3-01_公立大学法人大阪定款		再掲
	3-2-1-01_公立大学法人大阪役員会規程		
	3-2-1-02_公立大学法人大阪役員規程		
	3-2-1-03_公立大学法人大阪経営審議会規程		
	1-3-B-01_大阪府立大学教育研究審議会規程_R4.4.1改正		再掲
	1-3-1-03_公立大学法人大阪組織規程_R4.4.1改正		再掲
	3-2-1-04_大阪公立大学部局長連絡会要項		
	3-2-1-05_大阪公立大学大学執行会議規程		
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程		再掲
	3-2-1-06_2022年度全学委員会等一覧		
	3-2-1-07_公立大学法人大阪の諸会議の体制		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	1-3-3-01_公立大学法人大阪定款	第8～13条及び附則	再掲
	・役職者の名簿		
	1-3-1-05_大阪公立大学 執行体制（2022-2023年度）（大学HP）		再掲
［分析項目３－２－２］ 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式３－２－２） ・危機管理体制等一覧（別紙様式３－２－２）		
	3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目３－２－２］
別紙様式３－２－２に大阪公立大学名の規程のみ記載しているが、大阪府立大学の法令遵守に係る取組み及び危機管理に係る取組みのための体制については、大阪公立大学の体制の中で管理することとしているため、大阪府立大学の学生の安全性は問題なく担保される。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準３－３　管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目３－３－１］ 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目２－５－５教育支援者を含む。））（別紙様式３－３－１）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	1-3-1-03 公立大学法人大阪組織規程 R4.4.1改正		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 公立大学法人大阪　組織・機構図（2022年4月）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目３－３－１］
統合後も大阪公立大学の事務体制の中で、大阪府立大学の管理運営を行っているが、上記根拠資料のとおり、在籍する学生が学生生活を送るにあたり必要な機能のための事務職員の体制・規模は適切なものとなっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準３－４　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目３－４－１］ 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式３－４－１）		
	3-4-1 教職協働の状況		
［分析項目３－４－２］ 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること	・ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式３－４－２）		
	3-4-2 ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準３－５　財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目３－５－１］ 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
［分析項目３－５－２］ 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
［分析項目３－５－３］ 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	・内部監査に関する規定		
	・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
［分析項目３－５－４］ 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－６　大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目３－６－１］ 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式３－６－１）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
［分析項目３－６－１］ 教職課程の自己点検・評価については、別紙様式３－６－１記載のURLに現時点では評価結果を掲載していないが、法改正に従って今後自己点検・評価を実施予定である。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目４－１－１］ 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式１		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式１		
	・夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式４－１－１）		
	4-1-1 夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
［分析項目４－１－２］ 法令が定める実習施設等が設置されていること	・附属施設等一覧（別紙様式４－１－２）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
［分析項目４－１－３］ 施設・設備における安全性について、配慮していること	・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式４－１－３）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
［分析項目４－１－４］ 教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境を整備し、それが有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
［分析項目４－１－５］ 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（総合図書館中百舌鳥）		
	4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（経済・経営・法律系図書室）		
	4-1-5-03 学術情報基盤実態調査（ヒューマンサイエンス系図書室）		
	4-1-5-04 学術情報基盤実態調査（羽曳野図書センター）		
	4-1-5-05 学術情報基盤実態調査（りんくう図書室）		
［分析項目４－１－６］ 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式４－１－６）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目４－１－１から６］
大阪公立大学発足後も、大阪府立大学の各学域・研究科のキャンパス配置に変更なく、在学生は引き続き既存キャンパスに登学しており、根拠資料に記載した、大阪府立大学の教育研究及び教育課程に対応した施設・設備及び有効活用については、大阪府立大学の教職員及び学生が継続して利用可能である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目４－２－１］ 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式４－２－１）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 健康管理センターの概要		
	4-2-1-02 健康管理センター年報（教職員限定）（非公表）		
	4-2-1-03 学生相談室の概要		
	4-2-1-04 WEB学生サービスセンター		
	4-2-1-05 2021年度学生アドバイザー担当教員一覧（非公表）		
	4-2-1-06 就職サポートの概要		
	4-2-1-07_SOGI（性的指向・性自認）等に関連して学生生活に困難を抱える学生の支援		
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-09 各種ハラスメント等の相談・助言体制について		
	4-2-1-10 公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程		
	4-2-1-11 大阪府立大学ハラスメントの防止等に関する規程		
	4-2-1-12 大阪府立大学・大阪府立大学工業高等専門学校人権・ハラスメント委員会規程		
	4-2-1-13 ハラスメントの防止等に関するガイドライン（2020版）		
	4-2-1-14 大阪府立大学 ハラスメント防止等における概略図		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-15 学生生活の手引（2021年度）	P. 37～P. 42	
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-02 健康管理センター年報（教職員限定）（非公表）	P. 9～P. 30	再掲

［分析項目４－２－２］ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式４－２－２）		
	4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01_クラブ団体一覧		
	4-2-1-15_学生生活の手引（2021年度）	P. 63～P. 65	再掲
	4-2-2-02_大阪府立大学後援会		
	4-2-2-03_後援会チャレンジくん事業（募集要項）		
	4-2-2-04_学長顕彰受賞者数(2015～2021年度)		
［分析項目４－２－３］ 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－３）		
	4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-3-01_外国人留学生アドバイザー規程		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		
	4-2-3-04_留学生サポーター制度実施要項		
	4-2-3-05_日本語教育の開講状況（特例科目、日本語課外講座）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		
	4-2-3-07_外国人留学生向け奨学金		
	4-2-3-08_外国人留学生_住居・宿舎		
	4-2-3-09_国際交流会館I-wingなかもず		
［分析項目４－２－４］ 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－４）		
	4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制	※詳細については「4-2-1-02_健康管理センター年報」P. 31-32参照	
	4-2-4-01_公立大学法人大阪における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程		
	4-2-4-02_障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程に係る留意事項		
	4-2-4-03_障がいのある学生の支援		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）	P. 16	
	4-2-4-05_障がい差別解消にかかる不服等の相談員取扱要領		

［分析項目４－２－５］ 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式４－２－５）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 経済支援について		
	4-2-5-02 民間奨学団体・地方公共奨学生の募集について		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 奨学金実績（非公表）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 大阪府立大学独自の奨学金制度（グローバルリーダー育成奨学金、河村孝夫記念奨学金）		
	4-2-5-05 大阪府立大学GL育成奨学金支給者選考要領（非公表）		
	4-2-5-06 大阪府立大学河村孝夫奨学金制度募集要項（非公表）		
	4-2-5-07 大阪府立大学独自の奨学金制度の実績（グローバルリーダー育成奨学金、河村孝夫記念奨学金）（非公表）		
	4-2-5-08 新型コロナウイルス感染拡大により悩みを抱えた学生対象の経済支援体制について（大学HP）		
	4-2-5-09 大阪府立大学特別研究奨励金支給事業募集要項・選考要領（非公表）		
	4-2-5-10 大阪府立大学キャリアパス支援奨励金募集要項（非公表）		
	4-2-5-11 大阪府立大学独自の博士後期課程向け支援の実績（特別研究奨励金、キャリアパス支援奨励金）（非公表）		
	4-2-5-12 リーディングプログラムコース 教育研究活動費（非公表）		
	4-2-5-13 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		
	4-2-5-14 次世代研究者挑戦的研究プログラム事業関連規程（非公表）		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-15 入学料の免除・還付について（大学HP）		
	4-2-5-16 大阪府立大学 授業料等の免除等に関する規程		
	4-2-5-17_入学料減免実績（2021年度入学者）（非公表）		
	4-2-5-18 授業料減免制度実績（2021年度）（非公表）		
	4-2-5-19 ダブルディグリー協定書（OPU DD CY TECH）		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-20 大阪府立大学留学生宿舎規程	P4別表	
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目４－２－１］
コロナ禍により学生が登学しない期間があったため、別紙様式４－２－１記載の実績件数が通常より少なくなっているが、コロナ禍においてもオンラインを積極的に活用するなど、心身の健康に係る支援、就職・進路に係る支援、各種ハラスメントに関する防止のための措置を行った。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組４－２―Ａ 2022年度以降は、大阪公立大学とあわせて構築する新体制及び制度で大阪府立大学の学生に対して支援を実施するが、2021年度まで実施していた内容と同様の支援を担保する。 また、大阪公立大学では障がいのある学生への支援を検討する全学委員会「アクセシビリティ支援委員会」を設置し、部局を中心とした全学体制の推進に向けて、アクセシビリティセンター（アクセスセンターの後身）のサポートのもとさらなる体制強化を検討している。	4-2-A-01 新大学の学生相談体制及び障がい学生等支援体制（非公表）		
	4-2-A-02 障がい学生等支援体制図		
活動取組４－２－Ｂ 2022年度以降も、4-2-B-01のとおり博士後期課程学生へ総合的な支援を行う。 大阪府立大学の学生についても、既存の制度である「特別研究奨励金」を「研究奨励金」に名称を改め、継続実施し、大学フェローシップ事業、次世代研究者挑戦的研究プログラムではフェローシップ支給とともにキャリアパス支援を図り、これらに加え、2022年度からこれまでとは別制度である「特別研究奨励金」を新設。	4-2-B-01 大阪公立大学における「博士後期課程学生への総合支援パッケージ」（概要）（非公表）		
	4-2-B-02 研究奨励金・特別研究奨励金（大阪公立大学HP）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・ 国際交流会館に入居する留学生への支援として、留学生の日常生活における相談等の役割を担う「レジデントサポーター」制度を設け、在学生が国際交流会館にともに入居し、留学生の日々のサポートを行っている。
・ 外国人留学生アドバイザー制度を2018年度に創設し、各学類1名以上の教員が留学生アドバイザーとして相談対応等を行っている。また、既存のチューター制度（学習・研究等の個別支援で、半期を1 単位として修業年限内で2 回まで留学生が支援時期を選択）に加えて、入学直後の生活支援等を行う留学生サポーター制度を2021年度に開始し、多方面から留学生の支援を行っている。
・ 障がいのある学生への支援については、2018年度からアクセスセンターの専任コーディネーターを1名から2名に増員し、さらに、2020年8月には大阪公立大学開学に向けた支援体制強化を目的に専任の統括コーディネーターを増員し、専任コーディネーター3 名・専任事務補佐員の計4 名体制でサポートを行っている。学生からは、オンライン・対面それぞれの授業に必要な合理的配慮を提供してもらえたとの声があった。2021年度のアクセス・アシスタント学生（支援を必要とする学生のためにノートテイク等の活動を実施する学生スタッフ）による支援活動にあたっては、コロナ禍での支援や遠隔情報保障を行うため、感染症予防及び情報セキュリティに関する研修を実施した。また、全学的な意識啓発活動として「アクセスセンターご利用の手引（教職員用）」を改訂しダイジェスト版（日本語・英語）を作成したほか、合理的配慮提供に関する動画（英語資料あり）と合わせて大学ポータルサイト及びアクセスセンターのWEB サイトに掲載することで、日本語を母語としない者も含め教職員への理解啓発を進めている。
・ 2018年度に府大独自の奨学金制度として、グローバルリーダー育成奨学金（グローバルリーダーとなりうる人材育成を目的に、学業、人物ともに優秀な学生に対して奨学を支援）及び河村孝夫記念奨学金（経済的な理由により十分に勉学に励むことの出来ない学生に対して、学資金を給付し援助） を創設し、学生に対し経済的なサポートを整えることができた。
・ 2020年度に、コロナ禍において経済的に困窮する学生を支援するために、「緊急相談体制」を整備するとともに、大学独自の「緊急支援給付金」を創設。緊急相談体制を通じて、学生の状況を正しく把握し、国の事業である「学びの継続のための学生支援緊急給付金制度」にも多くの学生を繋ぐことが出来た。

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域５　学生の受入に関する基準　　：「該当なし」

基準５－１　学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目５－１－１］ 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01_各学域のアドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02_各研究科のアドミッション・ポリシー		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準５－２　学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目５－２－１］ 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式５－２－１）		
	5-2-1_入学者選抜の方法一覧		
	5-2-1-01_2021年度大阪府立大学入学者選抜要項		
	5-2-1-02_2021年度大阪府立大学学生募集要項（学域・一般入試）		
	5-2-1-03_2021年度大阪府立大学学生募集要項（学域・特別選抜）		
	5-3-1-04_各研究科学生募集要項（一般選抜、社会人、外国人留学生）		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-05_試験当日における入試実施体制（一般選抜）（非公表）		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-06_入試関係の各種要綱等（非公表）		
	5-2-1-07_一般選抜実施要領（全学基準版）（非公表）		
	5-2-1-08_大学院入試実施要領ひな形（非公表）		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-09_入学試験等における面接について（非公表）		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に２年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-10_2021年度入学者選抜について（予告まとめ）（2020.5月改訂版）		
［分析項目５－２－２］ 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-1-02_入試関係の各種要綱等（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01_学生の受入状況検討関係資料 一式（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目５－２－1]

・2022年度大学院入試については大阪公立大学設置認可時期の都合上、大阪府立大学の各研究科で募集を行うが、志願者等に対しては、設置が認められた場合、研究科専攻等の移行表に従い、大阪公立大学の各研究科に入学することを予め周知し、入学試験を実施した。
・学士課程における2022年度学生募集は全ての選抜について大阪公立大学として募集を行い、入学試験を実施した。

[分析項目５－２－２]

・これまで、全学委員会である入学試験運営部会を中心に、学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に役立ててきたが、大阪府立大学の入学試験としては一部の編入学試験を除き、2020年度実施（2021年度入試）が最後となった。2022年度入試から実施される大阪公立大学の入学試験においては、大阪府立大学から継承される学部学域等で学校推薦型選抜や総合型選抜のほか、新たに国際バカロレア特別選抜などアドミッション・ポリシーに基づく、学部特有の特別選抜を実施するなど、引き続き多様な入学試験により学生を受け入れている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準５－３　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目５－３－１］ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式２		
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01_2020年度部局改善実施状況報告（番号２）（非公表）	P4	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目５－３－１］

本学では、入学者の定員管理に関し、全学委員会である入学試験運営部会において結果確認や検討を行ってきた。2021年度（2020年度実施）までの学域入試での平均定員充足率は、文部科学省から平成27年9月18日に発出された「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）」で示された基準を満たす適正な範囲であった。また、大学院入試については、下記の結果であった。

・博士前期課程については、一部で平均定員充足率が1.3倍を超える専攻も存在するが、博士前期課程及び博士課程の多くの専攻では平均定員充足率は0.7以上、1.3倍未満の範囲内にあり、概ね適正な定員管理を行っている。

・博士後期課程で0.7倍を下回る研究科は、4研究科あり、対策として志願者の増加をはかるため在学生や社会人に向けて説明会開催など入試広報活動に力を入れてきた。また、1.3倍を超える研究科も存在するが、合格者決定において一層厳格な定員管理を行い直近3年間では適正な範囲内での定員管理を行っている。

これらの課題については、大阪公立大学における大学院入試において引き続き対応していく。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

領域６　基準の判断　総括表

大阪府立大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準６－１	基準６－２	基準６－３	基準６－４	基準６－５	基準６－６	基準６－７	基準６－８	備考
01	現代システム科学域	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
02	工学域	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
03	生命環境科学域	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	獣医学類:第三者評価結果活用有 2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
04	地域保健学域	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
05	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
06	生命環境科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
07	理学系研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
08	経済学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
09	人間社会システム科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
10	看護学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
11	総合リハビリテーション学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	2022年度より募集停止 (大阪公立大学として2022年度より募集開始)
12	高等教育推進機構	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	満たしている	
13	リーディングプログラムコース	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(01)現代システム科学域_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(01)現代システム科学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 2018年度から2019年度の「内部質保証に関する調査・研修事業」（活動取組６－８－Ｄに詳述の「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」に採択された取組みの一つ。）及び本事業を通じて策定した「現代システム科学域内部質保証に関する基本方針」（活動取組６－３－Ａに詳述）を踏まえて2020年度の学域FD会議及び企画運営会議においてDP及びCPの改訂を行った。これまでのDPは科目区分を反映した３項目の簡便なものであったため、高等教育における学力観を踏まえた３要素・８項目の詳細なものに改めた。	6-1-A-01_(01)現代システム科学域_内部質保証に関する基本方針（非公表）		
	6-1-A-02_(01)現代システム科学域_FD会議議事録（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01_(01)現代システム科学域_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(01)現代システム科学域_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02_(01)現代システム科学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 5-6, P. 21	再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01_(01)現代システム科学域_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(01)現代システム科学域_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02_(01)現代システム科学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 2018年度から2019年度の「内部質保証に関する調査・研修事業」及び本事業を通じて策定した「現代システム科学域内部質保証に関する基本方針」を踏まえて2020年度の学域FD会議及び企画運営会議においてDP及びCPの改訂を行った。DPの改訂に合わせ、DPの3つの要素に対応したCPを策定した。	6-1-A-01_(01)現代システム科学域_内部質保証に関する基本方針（非公表）		再掲
	6-1-A-02_(01)現代システム科学域_FD会議議事録（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01_(00)大阪府立大学履修規程_R4.4.1改正		
	6-3-1-02_(01)現代システム科学域_授業科目の開設状況		
	6-3-1-03_(01)現代システム科学域_標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04_(01)現代システム科学域_卒業要件単位数（大学HP_卒業の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(01)現代システム科学域_カリキュラム・マップ、コースツリー等		
	6-1-1-02_(01)現代システム科学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(01)現代システム科学域_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 　専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては［活動取組６－３－Ａ］に詳述。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準６－８の［活動取組６－８－Ａ］に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01（00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて（2018年度第4回教育改革専門委員会資料）		
	6-3-A-02（00)「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化（2021年度第2回教育改革専門委員会資料）（非公表）		
［活動取組６－３－Ｂ］「現代システム科学域内部質保証に関する基本方針」に基づくカリキュラム・マップの見直しについて カリキュラム・マップに関して、現代システム科学域では、2020年度から2021年度にかけて学域FD会議および各学類FD会議において、継続的な検討を行い学類ごとに見直しを行った。具体的には、「現代システム科学域内部質保証に関する基本方針」に基づき、学域FD会議において4ポリシーの整備と継続的改善を行うこととし、学類FD会議においてDP・CPの改訂作業とそれに伴うカリキュラム・マップ作成を行った。	6-3-B-01（01)現代システム科学域_内部質保証スタートアップ支援事業成果報告会（非公表）		
	6-1-A-01（01)現代システム科学域_内部質保証に関する基本方針（非公表）		再掲
	6-1-A-02_(01)現代システム科学域_FD会議議事録（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03_(01)現代システム科学域 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02_(01)現代システム科学域_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(01)現代システム科学域 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポートフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

[活動取組６－４－B]「大学教育再生加速プログラム（AP事業）」（2014～2019年度）における取組みについて 現代システム科学域では、受講生同士が受講内容に関する問題を作成し解き合って評価をする「meaQsシステム」を開発・展開した。このシステムは、講義型授業をアクティブ・ラーニング化するための授業支援ツールであり、授業を受けている学生同士がお互いに授業内容を理解できているか確かめるための問題を作り、共有しながら、学習を進めていくという協調学習環境を学生に提供する。このシステムの成果については、AP総括シンポジウムにおいて「授業内外を含めたアクティブ・ラーニング環境の構築―meaQsシステムの概要とその成果」を報告している 。また、環境システム学類では、タブレットPCを専門科目の演習科目において学生に貸与し、授業内外の学習環境を充実させた。この成果については、FDセミナーアクティブ・ラーニング報告会において報告された。	6-4-B-01 (01)AP総括シンポジウム「meaQsシステムの概要とその成果」（非公表） 6-4-B-02 (01)アクティブ・ラーニング報告会「タブレットPC導入による学習の活性化と課題」（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(01)現代システム科学域_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(01)現代システム科学域における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-02_(00)学生アドバイザー業務説明会資料（2021年度_学生アドバイザーの手引）（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-04_(00)他学域（自由選択枠）の授業科目の履修状況		
	6-5-1-05_(00)編入学、転学域・転学類への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(01)現代システム科学域_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(01)現代システム科学域_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生アドバイザー規程		再掲
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所			
6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）			
4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）			再掲
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）			再掲
4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程			再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
6-5-4-02 (00)特例科目の実施状況 受講者数			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数			再掲
6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績			

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－５－１][分析項目６－５－２]
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学類・専攻の学年ごとに学生アドバイザーに相当する教員を配置し、学生の修学等生活全般に関して相談に応じ、指導・助言を行う。

[分析項目６－５－４]
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学域（学類、課程）に外国人留学生アドバイザーに相当する担当教員を配置し、外国人留学生の学生生活全般についての相談役を担う。また、アクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01（00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02（01)現代システム科学域 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01（00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-03（00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03（01)現代システム科学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 7	再掲
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（01)現代システム科学域 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（01)現代システム科学域 成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03（00)GPA制度の目的及び実施状況（活用状況）		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02（01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）、グレードポイント（各評語に与えられる数値）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（履修規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（履修規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３]
成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-03 大阪府立大学 現代システム科学域規程	第12条	再掲
	6-3-1-03 (01)現代システム科学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 22, 30, 38	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第48条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (01)現代システム科学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (01)現代システム科学域 標準履修課程表（履修要項）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)現代システム科学域 卒業判定に係る教授会資料（卒業判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (01)現代システム科学域 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)現代システム科学域 学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (01)現代システム科学域 卒業予定者アンケート 2019-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)現代システム科学域 卒業生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (01)現代システム科学域 卒業生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (01)現代システム科学域 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－８－Ａ]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
[活動取組６－８－Ｂ]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (01)現代システム科学域 アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (01)現代システム科学域 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		
[活動取組６－８－Ｃ]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。 2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。 現代システム科学域では、2018年度「教育の内部質保証に関する調査・研修事業」・「meaQsシステムを用いた学修成果の把握と心理教育プログラムの評価」、2020年度「meaQs／forQs システムを用いた学士課程教育の実質化と学修成果の把握」・「分野融合型PBL の設計と評価方法の確立」が採択された。	2-3-A-01 内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（現シス教育の内部質保証）（非公表）		
	6-8-C-02 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（現シスmeaQs）（非公表）		
	6-8-C-03 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（現シスmeaQs）（非公表）		
	6-8-C-04 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（現シスPBL）（非公表）		

[活動取組６－８－D]教育の内部質保証に関する調査・研修事業 本学域は、多様な分野が融合していることが特徴であり、自己点検・評価やPDCAサイクルの考え方も分野ごとに多様である。そのため、内部質保証に関する情報や知識を学域内で共有した上で質保証の体制を構築する必要があった。そこで、資料収集や専門家を招いた研修会を実施し、学域の内部質保証に関する基本方針を策定した。この基本方針を確かなものとするために、外部評価委員会を組織し、評価・改善を行った。この方針は、4ポリシーの整備と継続的改善・ルーブリックの活用と継続的改善・組織体制の構築と継続的改善の3つから成り、この方針に基づいて、学域FD会議及び学類FD会議を組織し、DP、CPの改定及びカリキュラム・マップの見直しを行った。大阪公立大学開学後も、現代システム科学域FD会議及び各学類FD会議を組織し、基本方針に基づく内部質保証システムの構築し改善を行っていく。	6-3-B-01 (01)現代システム科学域 内部質保証スタートアップ支援事業成果報告会（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（現シス教育の内部質保証）（非公表）		再掲
	6-8-D-01 (01)成果報告会「教育の内部質保証に関する調査・研修事業」（非公表）		
[活動取組６－８－E]meaQsシステムを用いた学修成果の把握と心理教育プログラムの評価・meaQs／forQs システムを用いた学士課程教育の実質化と学修成果の把握 meaQsシステムなどによって作成した問題を蓄積し、学生にそれらの問題に取組ませることを可能とするforQsシステムを開発した。このシステムは、形成的評価（教授・学習活動の途中で行われる評価のことで、生徒と教師にフィードバックを与え、学力の形成を促進する機能）を有する学習評価ツールである。この事業では開発のみならずmeaQsとforQsを連携させることで、人間環境科学課程における教育プログラムを形成的に評価することで内部質保証の体制を構築した。具体的に、forQsの開発、人間環境科学課程教員全員を対象とした meaQs/forQs システム運用検討、forQs の問題プールへの問題移行、授業における meaQs システムを用いた授業実践と forQs を用いた形成的アセスメントの実施した。	6-4-B-01 (01)AP総括シンポジウム「meaQsシステムの概要とその成果」（非公表）		再掲
	6-8-C-02 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（現シスmeaQs）（非公表）		再掲
	6-8-C-03 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（現シスmeaQs）（非公表）		再掲
	6-8-E-01 (01)成果報告会「meaQsシステムを用いた学修成果の把握と心理教育プログラムの評価」（非公表）		
	6-8-E-02 (01)meaQsシステムの紹介（大学HP）		
[活動取組６－８－F]分野融合型PBLの設計と評価方法の確立 大阪公立大学現代システム科学域では、4学類にまたがる分野横断型のPBLを導入する。しかし、バックグラウンドが異なる学生が参加する分野横断型のPBLの設計及び成績評価の手法は確立されていない。そこで、本事業では分野横断型のPBLを導入している大学等の先行事例を調査した。具体的には、国際バカロレア教育を導入している高等学校等への調査により国際バカロレア特別選抜の出願要件等を検討し、学域で展開する分野横断型PBLと国際バカロレア教育との接続を図った。また、従来から本学と包括連携協定を締結し内閣府スーパーシティ構想を持つ自治体からは、地域再生、医療、福祉など本学域で開講するPBL プログラムと関連の深い課題解決が求められていることが明らかとなり、PBLの連携先としての調整が進んでいる。	6-8-C-04 (01)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（現シスPBL）（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・内部質保証スタートアップ支援事業を通じてアセスメント・ポリシーも含めた4ポリシーの整備とFD会議体制の構築によって学域の教育全体の質を保証する体制を構築した。
・AP事業および内部質保証スタートアップ支援事業を通じて、実際の授業科目で学生が主体的・協調的に学習に取り組むことができる授業支援ツールシステム（meaQs）を開発し、全学的に展開した（2020年度・利用教員数約83名・科目数52科目・利用学生前後期共1500名）。2018年度からは、meaQsシステムにforQs機能を追加し、大阪公立大学現代システム科学域における学士課程の質保証の実現に向けて素地を整えた。

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(02)工学域_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(02)工学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (02)工学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(02)工学域_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 7, P. 23	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)工学域 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (02)工学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01 (00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正		
	6-3-1-02 (02)工学域 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (02)工学域 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (02)工学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (02)工学域 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (02)工学域 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲
	6-3-3-01 (02)ダブルディグリー制度に係る協定等（福州大学）		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
機械系学類海洋システム工学課程では、2009年よりJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けている。前回認証は2016年（認定期間：2016年度～2021年度）であり、2021年度に継続認定審査を受審している（新型コロナウィルス感染拡大に伴う審査スケジュール・審査方法の変更により、2022年5月～10月に実地審査を予定している）。
活動取組６－８－Ｄに詳述する「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」では、この海洋システム工学課程の取組みを共有し、工学域の内部質保証の体制作りおよび実施手順を試行し、データの収集と内部質保証システムの構築を進めている。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては[活動取組６－３－Ａ]に詳述。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準６－８の[活動取組６－８－Ａ]に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01（00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて（2018年度第4回教育改革専門委員会資料）		
	6-3-A-02（00)「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化（2021年度第2回教育改革専門委員会資料）（非公表）		

[活動取組６－３－B]ユニバーサル人材認定プログラム 工学域では国際社会で活躍する次世代型リーダーの育成を目指し、ユニバーサル人材認定プログラムを開設している。このプログラムでは、異文化理解や社会共生のために必要な知識を得るための講義科目や国際社会でのコミュニケーション能力の向上を図る講義科目の履修、海外語学研修や外国語の修得といった実践的な活動を重視しており、高いコミュニケーション能力と幅広い知識を生かして国際社会における複雑な問題解決に寄与できる能力の育成を行っている。	6-3-1-03 (02)工学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 23	再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (02)工学域 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (02)工学域 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (02)工学域 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポートフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－A］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01（00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(02)工学域_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(02)工学域における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-02_(00)学生アドバイザー業務説明会資料（2021年度_学生アドバイザーの手引）（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-04_(00)他学域（自由選択枠）の授業科目の履修状況		
	6-5-1-05_(00)編入学、転学域・転学類への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	6-5-1-08_(02)工学域_ダブル・ディグリー制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(02)工学域_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(02)工学域_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01 外国人留学生アドバイザー規程		再掲
	4-2-3-02 チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-02 (00)特例科目の実施状況 受講者数		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－５－１］［分析項目６－５－２］
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学類・専攻の学年ごとに学生アドバイザーに相当する教員を配置し、学生の修学等生活全般に関して相談に応じ、指導・助言を行う。

［分析項目６－５－４］
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学域（学類、課程）に外国人留学生アドバイザーに相当する担当教員を配置し、外国人留学生の学生生活全般についての相談役を担う。また、アクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01（00)大阪府立大学履修規程_R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02_(02)工学域_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01（00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-03（00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03（02)工学域_標準履修課程表（履修要項）	P. 11	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（02)工学域_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（02)工学域_成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03（00)GPA制度の目的及び実施状況（活用状況）		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02（02)工学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）、グレードポイント（各評語に与えられる数値）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（履修規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（履修規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

［分析項目６－６－３］
成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。
また、同一名称で複数担当者により開講される科目の成績評価では、あらかじめ成績評価の方法・基準を共有した上で成績評価を実施し各々GPCを比較するなどチェックし、次年度への検討課題としている。
しかしながら、一部の課程では、特定の科目の成績評価についての点検や学生の修学状況の確認のための成績評価の点検は行っているが、組織的な成績分布の状況についての点検が十分にできていないため、今後は定期的な点検を行い授業改善に活かしていく。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-04 大阪府立大学 工学域規程 R4.4.1改正	第12条	再掲
	6-3-1-03 (02)工学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 22, 30, 38	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第48条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (02)工学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (02)工学域 標準履修課程表（履修要項）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)工学域 卒業判定に係る教授会資料（卒業判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (02)工学域_学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (02)工学域 学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (02)工学域 卒業予定者アンケート 2019-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (02)工学域 卒業生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (02)工学域 卒業生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (02)工学域・工学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－８－Ａ]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
[活動取組６－８－Ｂ]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (02)工学域 アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (02)工学域 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		
[活動取組６－８－Ｃ]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。 2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。 工学域では、2018年度「JABEE認定による教育の経験に基づく内部質保証への取組み」、2020年度「JABEE認定による教育の経験に基づく内部質保証システムの構築と検証」が採択された。	2-3-A-01_内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (02)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（工学JABEE）（非公表）		
	6-8-C-02 (02)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（工学JABEE）（非公表）		

[活動取組６－８－D]JABEE認定による教育の経験に基づく内部質保証への取組み・JABEE認定による教育の経験に基づく内部質保証システムの構築と検証 これら2つの事業は、2009年よりJABEEの認定を受けている海洋システム工学課程の取組みを他課程でも共有し、教育課程の特徴に応じた内部質保証の体制と手順の構築を目的としている。第1期の事業では、学内外から講師を招待して内部質保証に関する講演会を開催し、JABEE 認定による質保証の仕組みや他大学の質保証の仕組みを学域で共有した。また、JABEE 認定による質保証の成果を評価するため、外部評価試験（GPS-Academic）を導入し、学生の思考力の変化を検証した。第2期の事業では、GPS-Academicの継続実施に加え、同課程がAO 入試（現総合型選抜入試）で採用してきたStudent EQを一般入試入学生にも実施することで、これまで評価が困難であったPBL科目（卒業研究等）に関わる能力を多面的に可視化することを試みた。さらに、他課程の学生に対してもGPS-Academicを実施し、海洋システム工学課程の学生の結果と比較した。これらの検討を通して、JABEE 認定による質保証の信頼性を確認し、得られた知見を他課程の内部質保証の体制に活かす方策を学域で議論した。	6-8-C-01 (02)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（工学JABEE）（非公表）		再掲
	6-8-C-02 (02)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（工学JABEE）（非公表）		再掲
	6-8-D-01 (02)成果報告会「JABEE認定による教育の経験に基づく内部質保証への取組み」（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（獣医学類）について、第三者評価結果の活用あり：獣医学教育評価（大学基準協会）

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(03)生命環境科学域_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	
	6-1-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。
なお、本学域では、獣医学類・応用生命科学類・緑地環境科学類（以下、３学類）、及び理学類でそれぞれ独自の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）及びアセスメントリストを策定している。これは、３学類及び理学類がそれぞれ接続する大学院が生命環境科学研究科及び理学系研究科となっており、学部教育課程と大学院教育課程を同じ組織単位で自己点検評価を行う方が効果的であると考えたためである。そのため、生命環境科学域の教学アセスメントについては、一部の項目で３学類及び理学類でそれぞれに教学アセスメントを行っている場合がある。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (03)生命環境科学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(03)生命環境科学域（3学類）_授業改善のためのガイドライン		
	6-2-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）　成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	6-1-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 8-9, P. 24-26	再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)生命環境科学域 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (03)生命環境科学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲
	6-1-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01 (00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正		
	6-3-1-02 (03)生命環境科学域 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (03)生命環境科学域 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (03)生命環境科学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (03)生命環境科学域 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-1-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (03)生命環境科学域 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	2-3-4-01 大学基準協会　獣医学教育評価結果（生命環境科学域獣医学類）		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては[活動取組６－３－Ａ]に詳述。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準６－８の[活動取組６－８－Ａ]に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01（00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて（2018年度第4回教育改革専門委員会資料）		
	6-3-A-02（00）「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化（2021年度第2回教育改革専門委員会資料）（非公表）		

[活動取組６－３－B] 食の安全・安心の確保に貢献できる専門技術者の養成を目的として、生命環境科学域　獣医学類・応用生命科学類　植物バイオサイエンス課程の学生を対象とした「食生産科学副専攻」を設置し、農産物と畜産物の生産現場から加工、流通、消費までの一連のプロセスの学修プログラムを提供している。また、工学と農学の両者の知識と技術を身につけた植物工場に関する専門技術者の養成を目的とし、生命環境科学域　緑地環境科学類・応用生命科学類　植物バイオサイエンス課程、工学域　機械系学類　機械工学課程の学生を対象とした「植物工場科学副専攻」を設置し、近年、進展がめざましい植物工場科学領域に関する様々な科目を講義、実習、演習を組み合わせた実践的な学修プログラムを提供している。	6-3-B-01 (03)食生産科学副専攻（大学HP）		
	6-3-B-02 (03)植物工場科学副専攻について（植物バイオサイエンス課程 HP）		
[活動取組６－３－C] 大阪府立大学生命環境科学域獣医学類においては、獣医学類の教育目的を「動物の医療を根幹とする総合的な学問である獣医学の高度な教育研究を通じて、動物に対する先端医療のみならず、ヒトと動物の共生に係わる諸問題に適宜適切に対応するための動物科学の基礎と応用各分野における幅広い知識と技術を教授するとともに、優れた学識と生命倫理を尊重し、動物愛護を行動規範とする高い倫理観を備え、応用力と実践力に富む獣医師等の人材を育成する」と定めている。また、生命環境科学域の教育目標を踏まえ、10項目にわたる獣医学類固有の教育目標を明確に定めており、その内容は大学基準協会が提示している獣医学教育の目標及び獣医学教育を行うにあたっての留意点に合致している。評価の結果、大阪府立大学生命環境科学域獣医学類は、大学基準協会の獣医学教育に関する基準に適合していると認定された。認定期間は2020年４月１日から2027年３月31日までである。	2-3-4-01 大学基準協会　獣医学教育評価結果（生命環境科学域獣医学類）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03_(03)生命環境科学域_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02_(03)生命環境科学域_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(03)生命環境科学域_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポートフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－A］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(03)生命環境科学域_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(03)生命環境科学域における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-02_(00)学生アドバイザー業務説明会資料（2021年度_学生アドバイザーの手引）（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-04_(00)他学域（自由選択枠）の授業科目の履修状況		
	6-5-1-05_(00)編入学、転学域・転学類への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(03)生命環境科学域_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(03)生命環境科学域_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生アドバイザー規程		再掲
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-02 (00)特例科目の実施状況 受講者数		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		
4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－５－１][分析項目６－５－２]
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学類・専攻の学年ごとに学生アドバイザーに相当する教員を配置し、学生の修学等生活全般に関して相談に応じ、指導・助言を行う。

[分析項目６－５－４]
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学域（学類、課程）に外国人留学生アドバイザーに相当する担当教員を配置し、外国人留学生の学生生活全般についての相談役を担う。また、アクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01（00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02（03)生命環境科学域（3学類） 授業改善のためのガイドライン		再掲
	6-2-1-03（03)生命環境科学域（理学類） 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01（00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-03（00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03（03)生命環境科学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 13	再掲
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（03)生命環境科学域 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（03)生命環境科学域（3学類） 授業改善のためのガイドライン		再掲
	6-2-1-03（03)生命環境科学域（理学類） 成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03_(00)GPA制度の目的及び実施状況（活用状況）		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02（03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
	6-1-1-03（03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		
	6-2-1-02（03)生命環境科学域（3学類）　授業改善のためのガイドライン		再掲
	6-2-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）_成績評価ガイドライン		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）、グレードポイント（各評語に与えられる数値）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（履修規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（履修規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

［分析項目６－６－３］
成績評価ガイドラインの中で成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。
しかしながら、理学類の一部の課程では成績評価の分布の点検や結果の活用が十分になされていなかったことから、今後は専攻教員会議で、組織的に詳細な点検・評価を行い、授業改善に役立てる方針である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 成績評価について理学類分子科学課程では、教員会議の際に二年次の専門科目のGPC分布を前期と後期について課程担当の教員全員で情報共有している。各専門科目毎に成績分布を円グラフで表示するとともに、過去3年間にわたる経年変化も合わせて提示することで、授業の質の向上が図られているかや授業目的が達成できているかを適切に判断できる材料である。教員には学習成果の適切な把握と以後の計画作成に活用するように周知している。また、実験を除く全専門科目のGPAの3年間分について経年比較した情報も提示することにより、入学年度による学生の成績揺らぎを確認できるように工夫している。実験科目を除く専門科目の修得科目数の変化も比較することで、学生の経年成績揺らぎの影響を取り除くことにも役立てている。	6-6-A-01（03)2020年度第7回分子系教員会議・議事録（非公表）		
	6-6-A-02_(03)2020年度第12回分子系教員会議 議事録（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-05 大阪府立大学 生命環境科学域規程	第12条	再掲
	6-3-1-03 (03)生命環境科学域 標準履修課程表（履修要項）	P. 22, 30, 38	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第48条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (03)生命環境科学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (03)生命環境科学域 標準履修課程表（履修要項）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)生命環境科学域 卒業判定に係る教授会資料（卒業判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02_(03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	6-1-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)教育職員免許取得状況		
	6-8-1-02_(00)各種国家試験合格状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03_(00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2_(00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02_(03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	6-1-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01_(03)生命環境科学域_学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02_(00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_(03)生命環境科学域_学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02_(03)生命環境科学域_卒業予定者アンケート_2019-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02_(03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
	6-1-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(03)生命環境科学域_卒業生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02_(03)生命環境科学域_卒業生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02_(03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
	6-1-1-03_(03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲

［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (03)生命環境科学域 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲
	6-1-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－８－Ａ]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
[活動取組６－８－Ｂ]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (03)生命環境科学域（３学類）アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-1-1-03 (03)生命環境科学域（理学類）アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (03)生命環境科学域 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		

[活動取組６－８－C]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。 2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。 生命環境科学域では、2018年度「獣医学教育評価の実施（大学基準協会による獣医学教育評価事業の受審）」・「理学類における学士教育プログラムの教育効果の検証と質の向上」、2019年度「アセスメントテストGPS-Academicによる問題解決力の測定」が採択された。	2-3-A-01 内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（獣医教育評価）（非公表）		
	6-8-C-02 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（応生GPSAcademic）（非公表）		
	6-8-C-03 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（理学学士教育）（非公表）		
[活動取組６－８－D]獣医学教育評価の実施（大学基準協会による獣医学教育評価事業の受審） 本事業は、獣医学類における獣医学教育について、自己点検・評価を実施した上で、大学基準協会による第三者評価を受審することにより、獣医学教育の水準の向上を図るとともに、その質を社会に対して広く保証することを目的として実施した。具体的には、学類内にWGを立ち上げ、基礎資料の収集やワークシートの作成など自己点検・評価を実施した。また、先行大学における取組状況の調査、講師を招聘した勉強会を実施した。大学基準協会による獣医学教育評価を受審した結果、基準に適合しているとの評価を得た。評価結果における要改善事項については、４年以内に協会への改善報告書を提出することが義務付けされており、継続して課題解決に取り組んでいる。	6-8-C-01 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（獣医教育評価）（非公表）		再掲
	6-8-D-01 (03)成果報告会「獣医学教育の評価の実施」（非公表）		
	2-3-4-01 大学基準協会　獣医学教育評価結果（生命環境科学域獣医学類）		再掲
[活動取組６－８－E]理学類における学士教育プログラムの教育効果の検証と質の向上 理学類では学習成果の可視化の一環として外部共通テストPROG (Progress Report On Generic skills)をB1、B3、B4対象に実施した。PROGテストでは、学生の知識に関するリテラシーと経験に基づくコンピテンシーを評価することが可能である。得られたPROGテストの結果と授業科目の成績やアンケート調査との相関関係をを理学類の教育運営委員会で分析した。その結果、学年が上がるにつれてPROG スコア、特にコンピテンシーが向上するという共通する結果が見られた。またリテラシーは全般的に全国平均を大きく上回る結果であった。PROG 実施時にアンケート調査した生活態度や意識、前期履修科目のGPA とPROG との相関分析を行った結果、一年次にアルバイトに長時間従事することは学業成績の低さと関連していることが明らかになった。これらの結果を元に、内部質保証の実質化に向けての課題を検討した。	6-8-C-03 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（理学学士教育）（非公表）		再掲
	6-8-E-01 (03)成果報告会「学類における学士教育プログラムの教育効果の検証と質の向上」（非公表）		
[活動取組６－８－F]アセスメントテストGPS-Academicによる問題解決力の測定 応用生命科学類では学習成果の可視化の一環としてGPS-Academicを実施し、その結果を学生にフィードバックした。さらに、学生個々人、学類/課程ごとに集計し過年度推移や経年推移を分析した。その結果、学年が上がるにつれて3つの思考力（批判的・協調的・創造的）が上がっていることがわかった。一方で、1年生から2年生にかけての伸びに比べて、2年生から3年生にかけての伸びが小さかった。さらに、思考力や学びの姿勢について、課程間の学生の違いも明らかになった。この事業の成果をもとに、授業の改善とカリキュラムの見直しを進めるとともに、学生アドバイザーによる個別面談と全教員の情報共有による個別指導を実施した。	6-8-C-02 (03)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（応生GPSAcademic）（非公表）		再掲
	6-8-F-01 (03)成果報告会「応用生命科学類からの報告」（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(04)地域保健学域_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(04)地域保健学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (04)地域保健学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(04)地域保健学域_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 10, P. 27-28	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)地域保健学域 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (04)地域保健学域 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02_(04)地域保健学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01_(00)大阪府立大学履修規程_R4.4.1改正		
	6-3-1-02_(04)地域保健学域_授業科目の開設状況		
	6-3-1-03_(04)地域保健学域_標準履修課程表（履修要項等）		
	6-3-1-04_(04)地域保健学域_卒業要件単位数（大学HP_卒業の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(04)地域保健学域_カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02_(04)地域保健学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(04)地域保健学域_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01_(04)地域保健学域_総合リハビリテーション学類_WFOT評価認定審査結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲
	6-3-1-03_(04)地域保健学域_標準履修課程表（履修要項等）	P. 100-101	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては[活動取組６－３－Ａ]に詳述。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準６－８の[活動取組６－８－Ａ]に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01 (00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて（2018年度第4回教育改革専門委員会資料）		
	6-3-A-02 (00)「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化（2021年度第2回教育改革専門委員会資料）（非公表）		
［活動取組６－３－Ｂ］ 総合リハビリテーション学類作業療法学専攻において、世界作業療法士連盟（World Federation of Occupational Therapists：WFOT）認定校の認可を受けている。また、総合リハビリテーション学類理学療法学専攻および作業療法学専攻では、一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構（ http://jcore.or.jp/ ）によるリハビリテーション教育施設の教育の質を保証するための第三者評価を受け、一定の水準を満たしていると認められた。	6-3-2-01 (04)地域保健学域 総合リハビリテーション学類 WFOT評価認定審査結果		再掲

[活動取組６－３－C] 学士・修士5年一貫プログラムは，2018年度より開始され，優秀な学生について，時間的・経済的負担を軽減しつつ優秀な自律的研究者としての素地を築き，リハビリテーション学分野におけるより高度な問題解決能力，研究能力を有する修了生を育成することを目的としている．学士修士5年一貫本プログラムに関する記載としては，学生必携（履修要項・学生生活の手引き）に明示することで学生に周知してされており，大学院への進学を検討している学部生からの相談がある．2018年度：2名，2021年度：3名，2022年度予定：6名となっている．2019年度に2名，2021年度に3名がこのプログラムを利用している．2021年度は3名がこのプログラムを利用している．前述のリハビリテーション教育評価機構教育評価認定（2017年4月1日から2022年3月31日）においても，特に優れた点として，毎年数名が大学院に進学するなど研究分野に積極的な指導がなされていることが取り上げられた．	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）	P. 100-101	再掲
	6-3-3-02 (11)学士・修士５年一貫プログラム（配布用）2021(pt)		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03_(04)地域保健学域_標準履修課程表（履修要項等）		再掲
	6-4-3-02_(04)地域保健学域_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(04)地域保健学域_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポートフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。

［分析項目６－４－４］
看護学類においては、教育上主要と認める授業科目のうち、看護専門科目の基盤となる関連分野の専門基礎科目について、主な授業担当者はその学問分野を専門とする教員となっており非常勤講師の割合が高くなっているが、看護の基盤科目としての教育内容や方法、評価方法については教育運営委員長、委員である教授や准教授または関連科目の教授・准教授がコーディネーターとして授業担当者と確認をとりながら科目を運用している。
また、講師が担当する科目についても、関連科目の准教授もコーディネーターとして教育内容や方法、評価方法について授業担当者と必要時確認をとりながら科目を運用している。

［分析項目６－４－４］
理学療法学専攻・作業療法学専攻において、教育上主要と認められる授業科目について専任の教授又は准教授が担当している割合が低くなっている。専任の教授又は准教授が担当しない科目は両専攻ともに臨床実習の先修条件にあたる科目であり、臨床実習前に修得すべき内容である。このため、教育内容の検討やシラバスについては専任の教授又は准教授が考案し、専攻会議において全教員で共有した上で科目担当者を決定している。授業の進捗状況、評定については科目コーディネータである専任の教授又は准教授が把握し、専攻の全教員間で共有し、さらに、作業療法学専攻では身体障害、発達障害、精神障害、地域など、理学療法学専攻では運動器、呼吸器・循環器、神経系、発達期、老年期、地域などの領域別にも担当教員間で授業の進捗状況、評定について、密に連絡を取り共有するとともに、教授又は准教授による指導を行っている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－４－Ａ]コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		
[活動取組６－４－Ｂ] 看護学類において，看護実践能力を高めるためのシミュレーター教育の活用とオンライン授業での活用について、特色ある実践例がある。臨地実習科目においては病院、保健施設、保健所などの様々なフィールド学習を実施しているが、新型コロナウィルスの影響により臨地でない実習の形に変更し、シミュレーター教育や電子カルテからの情報収集・視覚教材学習（WEBサイトなどメディアの利用）・少人数制討論など可能な限りのフィールドを基にした学習を実施した。講義や演習においてもLMSを用いた効果的な学習方法を展開し、看護実践能力の向上を目指した授業の工夫を行った。	6-4-B-01 (04)地域保健学域_看護学類_2020年度前期オンライン授業での優秀授業について		
	6-4-B-02 (04)地域保健学域_看護学類_隣地実習の状況と実習の工夫事例（非公表）		
[活動取組６－４－Ｃ]「大学教育再生加速プログラム（AP事業）」（2014～2019年度）における取組みについて 総合リハビリテーション学類においては，大学教育再生加速プログラム（AP事業）の取組みの一つとして，各専攻のカリキュラム内に段階的に反転授業を導入した。2017年度には，1から3年次計34科目に反転授業を導入し，教員作成の動画配信，授業前のDVD視聴や資料の事前配信などを活用した反転授業を実施した。また、講義資料作成用イラスト素材を追加作成し，学内情報共有サイトに掲載し、部局内全教員が活用できるようにした。2018年度・2019年度は，1から4年次計50科目に反転授業を導入し，学生・教員アンケートも実施した。さらに，情報活用基礎を中心とした授業でのパソコンの活用を始め、講義レポートの作成や情報収集、統計解析、論文作成など、数多くの機会にパソコンとインターネットを活用した。また、反転授業の実施を通じて構築したICT環境を有効活用するため、ノートPCを必携化しており、2021年時点も継続している。	6-4-B-02_(01)アクティブ・ラーニング報告会「タブレットPC導入による学習の活性化と課題」（非公表）		
	6-4-C-01 (04)地域保健学域_総リハ学類_ノートPC必携化案内文書		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(04)地域保健学域_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(04)地域保健学域における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-02_(00)学生アドバイザー業務説明会資料（2021年度_学生アドバイザーの手引）（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-04_(00)他学域（自由選択枠）の授業科目の履修状況		
	6-5-1-05_(00)編入学、転学域・転学類への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(04)地域保健学域_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(04)地域保健学域_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生アドバイザー規程		再掲
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08_大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-02_(00)特例科目の実施状況_受講者数		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03_(00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－５－１］［分析項目６－５－２］
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学類・専攻の学年ごとに学生アドバイザーに相当する教員を配置し、学生の修学等生活全般に関して相談に応じ、指導・助言を行う。

［分析項目６－５－４］
大阪公立大学開学後も大阪府立大学の各学域（学類、課程）に外国人留学生アドバイザーに相当する担当教員を配置し、外国人留学生の学生生活全般についての相談役を担う。また、アクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01（00)大阪府立大学履修規程 R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02（04)地域保健学域 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01（00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-03（00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03（04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）	看護P.15、リハP.23、教福P.5	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（04)地域保健学域 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（04)地域保健学域 成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03（00)GPA制度の目的及び実施状況（活用状況）		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02（04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		
	6-6-4-04（04)看護学類・看護学研究科 2021年度看護第5回定例教授会議事録、教務関係申し合わせ事項（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）、グレードポイント（各評語に与えられる数値）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（履修規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（履修規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

［分析項目６－６－３］
成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６―A ］ 看護学類では、実習科目の場合、成績評価のため個人面談を行い、いくつかの実習科目においてはルーブリック評価を取り入れ、客観的な評価が行える方法を取り入れており、教員間で成績会議を実施し、客観性を維持する体制も整備している。	6-6-A-01（04)ルーブリック評価事例 生活支援看護学実習		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-06 大阪府立大学 地域保健学域規程	第12条	再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）	P. 22, 30, 38	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 大阪府立大学学則 R4.4.1改正	第48条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (04)地域保健学域 卒業要件単位数（大学HP 卒業の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (04)地域保健学域 標準履修課程表（履修要項等）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)地域保健学域 卒業判定に係る教授会資料（卒業判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況		
	6-8-1-02 (00)各種国家試験合格状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (04)地域保健学域 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (04)地域保健学域 学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (04)地域保健学域 卒業予定者アンケート 2019-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (04)地域保健学域 卒業生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (04)地域保健学域 卒業生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02_(04)地域保健学域_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (04)地域保健学域 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－８－A]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (04)地域保健学域 アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (04)地域保健学域 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		
[活動取組６－８－C]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。 2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。 地域保健学域では、2018年度及び2020年度に「理学療法学専門教育における学修成果の客観的評価」が採択された。	2-3-A-01 内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
	6-8-C-01 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（総リハ教育領域）（非公表）		
	6-8-C-02 (04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（総リハ理学療法）（非公表）		

[活動取組６－８－D]理学療法学専門教育における学修成果の客観的評価 本事業は、理学療法士国家試験模試を「習熟度評価試験」として利用し、1)4年生を対象に分野別の正答率を分析し、客観的な評価を行い、特別講義等のフォローを実施すること、2)国家試験において、試験の分野とカリキュラムの科目との関連の高さを成績との相関関係から明らかにすることを通して、今日の地域社会のニーズに合致した理学療法学教育の実践を目指した。結果、理学療法学の基礎となる解剖学・生理学・運動学領域の習熟度が十分でない場合、全体的な習熟度が向上しづらいことがわかった。これらの分野は、国家試験だけでなく、臨床実習の理解、理学療法士としての質の高さにも結びつくため、専門基礎分野のカリキュラムの改善を検討していく必要性が明らかとなった。2020年度は、オンライン等を活用しながら合計12回の習熟度評価試験を実施し、その結果を専攻会議内で共有した。	6-8-C-01_(04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2018-2019（総リハ教育領域）（非公表）		再掲
	6-8-C-02_(04)内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020-2021（総リハ理学療法）（非公表）		再掲
	6-8-D-01_(04)成果報告会「専門分野教育領域における学修成果の客観的評価」（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(05)工学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
［分析項目６－１－１］ アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (05)工学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(05)工学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (05)工学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 11, P. 29	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (05)工学研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (05)工学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (05)工学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02 (05)工学研究科 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (05)工学研究科 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (05)工学研究科 修了要件単位数（大学HP 修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (05)工学研究科 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (05)工学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (05)工学研究科 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
	4-2-5-19 ダブルディグリー協定書（OPU DD CY TECH）		再掲
	6-3-3-01 (05)ダブルディグリー制度に係る協定等（ENSEA）		
	6-3-3-02 (05)ダブルディグリー制度に係る協定等（ECUST 華東理工大学）		

［分析項目６－３－４］ 　大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-4-02 (05)工学研究科 研究指導教員の決定方法		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (00)連携大学院方式		
	6-3-4-05 (00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07 (00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08 (00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 　専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-4-02_(05)工学研究科_研究指導教員の決定方法の■研究指導計画の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

［分析項目６－３－４］
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B（Beginner）、TA-R（Regular）、TA-S（Senior）に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF（ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01_TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
［活動取組６－３－Ｂ］システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（2021年度にプログラム名変更） このプログラムは、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、本学の高度人材育成センターと大阪市立大学が共同で運営してきた5年一貫プログラムである。「ことづくり」の発想から深い科学の素養を活かし、階層融合的な研究戦略を想起できる「システム発想型」学際科学リーダーを養成することを目的としており、高度な学術的研究成果を産業の開拓に結びつけ、「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築できる産業界を主軸にしたリーダー養成に特化したプログラムである。インターディシプリナリー科目、アイディエーション科目、グローバル科目を主とした全14単位のカリキュラムで構成され、学生は個々人のコースワークに沿ってこれらの科目を履修し、最終年度のDefense審査を通過することでその質が保証され、主専攻研究科で授与される学位記に本プログラムの修了が付記される。	2-1-2-15_大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		再掲
	6-3-B-01_(00)大阪府立大学リーディングプログラム（大学HP）		
	6-3-B-02_(00)大阪府立大学リーディングプログラムパンフレット（2021年度）		
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）		
	6-3-B-03_(00)SiMS学位プログラムにおける研究指導		

[活動取組６－３－C]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		
[活動取組６－３－D]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

EISTI（CY TECH）、ENSEA（フランス）など海外の大学とダブル・ディグリー制度に係る協定を結んでおり、学生の交流が活発に行われている。

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03_(05)工学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02_(05)工学研究科_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(05)工学研究科_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－A］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01_(00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		
［活動取組６－４－B］ 工学研究科博士前期課程では、日本語を母国語としない学生を対象として、各専攻に英語コースを設置しており、英語のみで学位取得できる。	6-3-1-03 (05)工学研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 49-58	再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(05)工学研究科_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(05)工学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-05_(00)秋季入学への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	6-5-1-08_(05)工学研究科_ダブル・ディグリー制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(05)工学研究科_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(05)工学研究科_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01 (00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02 (00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03 (00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04 (00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05 (00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-07_大阪府立大学大学院_工学研究科規程_R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02_(05)工学研究科_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02_(00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03_(00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03_(05)工学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 8-9	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(05)工学研究科_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02_(05)工学研究科_成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（工学研究科規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

［分析項目６－６－３］
成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。
しかしながら、一部の分野では、特定の科目の成績評価についての点検や学生の修学状況の確認のための成績評価の点検は行っているが、組織的な成績分布の状況についての点検が十分にできていないため、今後は定期的な点検を行い授業改善に活かしていく。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-07_大阪府立大学大学院_工学研究科規程_R4.4.1改正		再掲
	6-3-1-03_(05)工学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(05)工学研究科_学位論文審査実施要項（R3.7.29改定）		
	6-7-2-02_(05)工学研究科_学位審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(05)工学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03_(05)工学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 9, 10	再掲
	6-7-2-02_(05)工学研究科_学位審査基準		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(05)工学研究科_修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(05)工学研究科_学位論文審査実施要項（R3.7.29改定）		再掲
	6-7-2-02_(05)工学研究科_学位審査基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01_(05)工学研究科_学位論文審査実施要項（R3.7.29改定）		再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲

［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03_(00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04_(00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2_(00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01_(05)工学研究科_学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02_(00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_(05)工学研究科_学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02_(05)工学研究科_修了予定者アンケート_2020-2021年度（非公表）		
	6-8-3-03_(05)工学研究科_授業科目評価アンケート集計結果（2021年度第4回工学研究科教育運営委員会資料）（非公表）		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(05)工学研究科_修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02_(05)工学研究科_修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02_(05)工学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲

［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (02)工学域・工学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (05)工学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－８－B］アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (05)工学研究科 アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(06)生命環境科学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01_(06)生命環境科学研究科_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(06)生命環境科学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 12, P. 30-32	再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01_(06)生命環境科学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(06)生命環境科学研究科_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02_(06)生命環境科学研究科_授業科目の開設状況		
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04_(06)生命環境科学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(06)生命環境科学研究科_カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(03)生命環境科学域_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 9-15	再掲

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04_(00)連携大学院方式		
	6-3-4-05_(00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07_(00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08_(00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）のP.9,10,15「３．研究指導の方法」、P.11,13「４．研究指導の方法」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

[分析項目６－３－４] 本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－３－Ａ]TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B（Beginner）、TA-R（Regular）、TA-S（Senior）に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF（ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01_TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
[活動取組６－３－Ｂ]システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（2021年度にプログラム名変更） このプログラムは、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、本学の高度人材育成センターと大阪市立大学が共同で運営してきた5年一貫プログラムである。「ことづくり」の発想から深い科学の素養を活かし、階層融合的な研究戦略を想起できる「システム発想型」学際科学リーダーを養成することを目的としており、高度な学術的研究成果を産業の開拓に結びつけ、「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築できる産業界を主軸にしたリーダー養成に特化したプログラムである。インターディシプリナリー科目、アイディエーション科目、グローバル科目を主とした全14単位のカリキュラムで構成され、学生は個々人のコースワークに沿ってこれらの科目を履修し、最終年度のDefense審査を通過することでその質が保証され、主専攻研究科で授与される学位記に本プログラムの修了が付記される。	2-1-2-15_大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		再掲
	6-3-B-01_(00)大阪府立大学リーディングプログラム（大学HP）		
	6-3-B-02_(00)大阪府立大学リーディングプログラムパンフレット（2021年度）		
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）		
	6-3-B-03_(00)SiMS学位プログラムにおける研究指導		
[活動取組６－３－Ｃ]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		

[活動取組６－３－D]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06 (00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (06)生命環境科学研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (06)生命環境科学研究科 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (06)生命環境科学研究科 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01（00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(06)生命環境科学研究科_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(06)生命環境科学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-05_(00)秋季入学への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(06)生命環境科学研究科_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(06)生命環境科学研究科_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	6-5-4-02_(06)留学生に対する外国語による情報提供（教学）生命環境科学研究科		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲

	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08_大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03_(00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01_(00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02_(00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03_(00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04_(00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05_(00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-08_大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科規程	第14条	再掲
	6-2-1-02_(06)生命環境科学研究科_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02_(00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03_(00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 3-4	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(06)生命環境科学研究科_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02_(00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03_(00)_期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（生命環境科学研究科規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３]
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-08_大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科規程		再掲
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(06)生命環境科学研究科_学位論文審査実施要領		
	6-7-2-02_(06)生命環境科学研究科_学位授与申請資格・学位審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(06)生命環境科学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 16-22	再掲
	6-7-2-02_(06)生命環境科学研究科_学位授与申請資格・学位審査基準		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(06)生命環境科学研究科_修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(06)生命環境科学研究科_学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-02_(06)生命環境科学研究科_学位授与申請資格・学位審査基準		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (06)生命環境科学研究科 学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03_(00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04_(00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2_(00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01_(06)生命環境科学研究科_学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02_(00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_(06)生命環境科学研究科_学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02_(06)生命環境科学研究科_修了予定者アンケート_2020-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(06)生命環境科学研究科_修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02_(06)生命環境科学研究科_修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01_(06)生命環境科学研究科_就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05_大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02_(06)生命環境科学研究科_アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(07)理学系研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (07)理学系研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(07)理学系研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (07)理学系研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 13, P. 33	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)理学系研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (07)理学系研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (07)理学系研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02 (07)理学系研究科 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (07)理学系研究科 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (07)理学系研究科 修了要件単位数（大学HP 修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (07)理学系研究科 カリキュラム・マップ、コース･ツリー等		
	6-1-1-02 (07)理学系研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (07)理学系研究科 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-4-02 (07)理学系研究科 研究指導教員の決定方法		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04_(00)連携大学院方式		
	6-3-4-05_(00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07_(00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08_(00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員及び理学系研究科教育運営委員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-4-02_(07)理学系研究科_研究指導教員の決定方法の「3.　研究指導計画書と報告書の作成と管理・運用方法」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

[分析項目６－３－４]
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－３－Ａ]TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B（Beginner）、TA-R（Regular）、TA-S（Senior）に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF（ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01_TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
[活動取組６－３－Ｂ]システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（2021年度にプログラム名変更） このプログラムは、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、本学の高度人材育成センターと大阪市立大学が共同で運営してきた5年一貫プログラムである。「ことづくり」の発想から深い科学の素養を活かし、階層融合的な研究戦略を想起できる「システム発想型」学際科学リーダーを養成することを目的としており、高度な学術的研究成果を産業の開拓に結びつけ、「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築できる産業界を主軸にしたリーダー養成に特化したプログラムである。インターディシプリナリー科目、アイディエーション科目、グローバル科目を主とした全14単位のカリキュラムで構成され、学生は個々人のコースワークに沿ってこれらの科目を履修し、最終年度のDefense審査を通過することでその質が保証され、主専攻研究科で授与される学位記に本プログラムの修了が付記される。	2-1-2-15_大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		再掲
	6-3-B-01_(00)大阪府立大学リーディングプログラム（大学HP）		
	6-3-B-02_(00)大阪府立大学リーディングプログラムパンフレット（2021年度）		
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）		
	6-3-B-03_(00)SiMS学位プログラムにおける研究指導		
[活動取組６－３－Ｃ]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		
[活動取組６－３－Ｄ]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲

[活動取組６－３－E] 理学系研究科では海外の学会発表を行う学生に対して、渡航旅費の補助を行っている。	6-3-E-01 (07)理学系研究科 海外留学支援事業実施要綱（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (07)理学系研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (07)理学系研究科 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (07)理学系研究科 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全教員に「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、全科目のシラバスについて教務担当職員が記載内容の確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示し、シラバスの充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。
さらに理学系研究科では、専攻Webサイトにもシラバスページへのリンクを張る、全学的なシラバスと連携する形で独自のシラバス形式で学生に周知している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－A］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01（00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(07)理学系研究科_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(07)理学系研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-05_(00)秋季入学への配慮状況		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	6-5-1-08_(07)理学系研究科_ダブル・ディグリー制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(07)理学系研究科_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(07)理学系研究科_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08_大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03_(00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－５－１]
「6-5-1-01_(07)理学系研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）」での資料をもとに、各専攻において口頭で説明。なお、物理科学専攻においては、独自の資料を作成し、スクリーンに投影して説明。

[分析項目６－５－４]
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－５－Ａ] ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01_(00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02_(00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03_(00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04_(00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05_(00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-09 大阪府立大学大学院 理学系研究科規程	第14条	再掲
	6-2-1-02 (07)理学系研究科 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02 (00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03 (00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (07)理学系研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 4	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (07)理学系研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02 (07)理学系研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00) 期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（理学系研究科規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

［分析項目６－６－３］
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。 しかしながら、一部の専攻では、成績評価の分布の点検や結果の活用が十分になされていなかったことから、今後は専攻教員会議での詳細な点検・評価を行い、授業改善に役立てる方針である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-09 大阪府立大学大学院 理学系研究科規程		再掲
	6-3-1-03 (07)理学系研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (07)理学系研究科 学位論文に係る手続き（大学HP）、手続要領等		
	6-7-2-02 (07)理学系研究科 学位論文に係る審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (07)理学系研究科 修了要件単位数（大学HP 修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (07)理学系研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 5, 6, 38, 39	再掲
	6-7-2-02 (07)理学系研究科 学位論文に係る審査基準		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (07)理学系研究科 修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (07)理学系研究科 学位論文に係る手続き（大学HP）、手続要領等		再掲
	6-7-2-02_(07)理学系研究科_学位論文に係る審査基準		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (07)理学系研究科 学位論文に係る手続き（大学HP）、手続要領等		再掲
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03_(00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04_(00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2_(00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01_(07)理学系研究科_学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02_(00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_(07)理学系研究科_学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02_(07)理学系研究科_修了予定者アンケート_2020-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(07)理学系研究科_修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02_(07)理学系研究科_修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01_(07)理学系研究科_就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－Ｂ]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05_大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02_(07)理学系研究科_アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(08)経済学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(08)経済学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

［分析項目６－１－１］
2021年度に実施した教学アセスメントにより、博士後期課程経済学専攻の学位授与方針において「学生を主語にした到達目標」になっていない記述があることが判明したため、学生を主語にした文言に加筆修正を行った。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01_(08)経済学研究科_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(08)経済学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02_(08)経済学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01_各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 14, P. 34	再掲
	2-1-2-02_アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01_(08)経済学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(08)経済学研究科_教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02_(08)経済学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02 (08)経済学研究科 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (08)経済学研究科 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (08)経済学研究科 修了要件単位数（大学HP 修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (08)経済学研究科 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (08)経済学研究科 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲

［分析項目６－３－４］ 　大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-4-02 (08)経済学研究科博士前期課程 研究指導教員の決定方法等		
	6-3-4-03 (08)経済学研究科博士後期課程 研究指導教員の決定方法等		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07 (00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08 (00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 　専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-4-02_(08)経済学研究科博士前期課程_研究指導教員の決定方法等、資料6-3-4-03_(08)経済学研究科博士後期課程_研究指導教員の決定方法等の「■研究指導計画書及び研究指導報告書の作成 」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

［分析項目６－３－４］
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B (Beginner)、TA-R (Regular)、TA-S (Senior)に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF(ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01 TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
［活動取組６－３－Ｃ］大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01 (00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02 (00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03 (00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		

[活動取組６－３－D]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06 (00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (08)経済学研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (08)経済学研究科 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (08)経済学研究科 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第10条の4	再掲
	2-1-2-10 大阪府立大学大学院 経済学研究科規程	第6条	再掲
	6-4-6-01 (08)経済学研究科 夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合の配慮事例		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(08)経済学研究科_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(08)経済学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-06_(00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(08)経済学研究科_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(08)経済学研究科_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲

	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[活動取組６－５－４]
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－５－Ａ] ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01 (00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02 (00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03 (00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04_(00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05 (00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-10 大阪府立大学大学院 経済学研究科規程	第15条	再掲
	6-2-1-02 (08)経済学研究科 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02 (00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03 (00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (08)経済学研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 9	再掲
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08)経済学研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00) 期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（経済学研究科規程第15条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３]
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-10_大阪府立大学大学院_経済学研究科規程		再掲
	6-3-1-03_(08)経済学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(08)経済学研究科_学位論文審査実施要領		
	6-7-2-02_(08)経済学研究科_学位論文審査基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(08)経済学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03_(08)経済学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 10-12	再掲
	6-7-2-02_(08)経済学研究科_学位論文審査基準		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(08)経済学研究科_修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(08)経済学研究科_学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-02_(08)経済学研究科_学位論文審査基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01_(08)経済学研究科_学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲

［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04 (00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (08)経済学研究科 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (08)経済学研究科 学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (08)経済学研究科 修了予定者アンケート 2020-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)経済学研究科 修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (08)経済学研究科 修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (08)経済学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (08)経済学研究科 アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(09)人間社会システム科学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
［分析項目６－１－１］ アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (09)人間社会システム科学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 15, P. 35	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (09)人間社会システム科学研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (09)人間社会システム科学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_授業科目の開設状況		
	6-3-1-03_(09)人間社会システム科学研究科_標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04_(09)人間社会システム科学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(09)人間社会システム科学研究科_カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(09)人間社会システム科学研究科_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
	6-3-3-01_(09)ダブルディグリー制度に係る協定等（オルレアン大学）		

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-4-02 (09)研究指導教員の決定方法（研究科HP 研究指導の流れ）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06 (00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07 (00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08 (00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－３－２]
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

[分析項目６－３－２]
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

[分析項目６－３－４]
資料6-3-4-02_(09)研究指導教員の決定方法（研究科HP_研究指導の流れ）の「■研究指導計画 博士前期課程／博士後期課程 」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

[分析項目６－３－４]
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－３－Ａ]TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B (Beginner)、TA-R (Regular)、TA-S (Senior)に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF(ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01 TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02 （参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01 TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
[活動取組６－３－Ｂ]システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（2021年度にプログラム名変更） このプログラムは、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、本学の高度人材育成センターと大阪市立大学が共同で運営してきた5年一貫プログラムである。「ことづくり」の発想から深い科学の素養を活かし、階層融合的な研究戦略を想起できる「システム発想型」学際科学リーダーを養成することを目的としており、高度な学術的研究成果を産業の開拓に結びつけ、「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築できる産業界を主軸にしたリーダー養成に特化したプログラムである。インターディシプリナリー科目、アイディエーション科目、グローバル科目を主とした全14単位のカリキュラムで構成され、学生は個々人のコースワークに沿ってこれらの科目を履修し、最終年度のDefense審査を通過することでその質が保証され、主専攻研究科で授与される学位記に本プログラムの修了が付記される。	2-1-2-15 大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		再掲
	6-3-B-01 (00)大阪府立大学リーディングプログラム（大学HP）		
	6-3-B-02 (00)大阪府立大学リーディングプログラムパンフレット（2021年度）		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）		
	6-3-B-03 (00)SiMS学位プログラムにおける研究指導		

[活動取組６－３－C]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		
[活動取組６－３－D]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲
[活動取組６－３－E] 人間社会システム科学研究科では、課程修了（学位取得）までの手続きをまとめた冊子『課程修了の手引き』を毎年度情報を更新して新入生に配布し、かつ研究科ウェブサイトにアップして学生指導に役立てている。	6-3-E-01_(09)人間社会システム科学研究科_課程修了の手引き（2021年度）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

フランス国オルレアン大学とダブルディグリー協定を締結しており、2018年度には言語文化学分野での授与１件が実現した。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (09)人間社会システム科学研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (09)人間社会システム科学研究科 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (09)人間社会システム科学研究科 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 (09)人間社会システム科学研究科 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (09)人間社会システム科学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03 (00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	6-5-1-05 (00)秋季入学への配慮状況		
	6-5-1-06 (00)他大学との単位互換		
	6-5-1-07 (00)交換留学制度の実施状況		
	6-3-3-01 (09)ダブルディグリー制度に係る協定等（オルレアン大学）		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 (09)人間社会システム科学研究科 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 (09)人間社会システム科学研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02 (00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02 チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01 (00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02 (00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03 (00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04 (00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05 (00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		再掲
	2-1-2-11_大阪府立大学大学院_人間社会システム科学研究科規程_R4.4.1改正	第15条	再掲
	6-2-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02_(00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03_(00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03_(09)人間社会システム科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 6	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(09)人間社会システム科学研究科_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		
	6-2-1-02（09)人間社会システム科学研究科 成績評価ガイドライン		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100点方式による素点と対応関係を定めている（人間社会システム科学研究科規程第15条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。
なお、大阪公立大学においても、大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定している。

［分析項目６－６－３］
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP分布、平均GP値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-11_大阪府立大学大学院_人間社会システム科学研究科規程_R4.4.1改正		再掲
	6-3-1-03_(09)人間社会システム科学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-E-01_(09)人間社会システム科学研究科_課程修了の手引き（2021年度）	P. 2-21	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(09)人間社会システム科学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03_(09)人間社会システム科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 7-9	再掲
	6-3-E-01_(09)人間社会システム科学研究科_課程修了の手引き（2021年度）	P. 2-21	再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(09)人間社会システム科学研究科_修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-E-01_(09)人間社会システム科学研究科_課程修了の手引き（2021年度）	P. 2-21	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-E-01_(09)人間社会システム科学研究科_課程修了の手引き（2021年度）	P. 2-14	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)教育職員免許取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04 (00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (09)人間社会システム科学研究科 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (09)人間社会システム科学研究科 学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (09)人間社会システム科学研究科 修了予定者アンケート 2020-2021年度（非公表）		
	6-8-3-03 (09)人間社会システム科学研究科授業アンケート（2021年度）		
	6-8-3-04 (09)人間社会システム科学研究科現代システム科学専攻修了者アンケート（非公表）		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (09)人間社会システム科学研究科 修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (09)人間社会システム科学研究科（旧人間社会学研究科） 修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲

［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (09)人間社会システム科学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－８－１］
人間社会学専攻は特に社会人大学院生が多く、長期履修制度を設けて、社会人生活と学業の両立を支援している。標準修業年限内の修了率が80%台にとどまっていることには、長期履修制度利用者を区別せずにデータが提供されていることが影響を与えていると考えられる。

［分析項目６－８－３］
現代システム科学専攻において、博士前期課程修修了時に専攻基幹科目に関する評価や教育目標の達成程度に関する専攻独自のアンケートを実施し、専攻会議においてその結果を共有している。専攻基幹科目担当者は、アンケートの結果を踏まえ、次年度の授業内容の改善を行っている。また、教育目標の達成程度について経年比較を行い分析をしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (09)人間社会システム科学研究科 アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(10)看護学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(10)看護学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
［分析項目６－１－１］ アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01（10)看護学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(10)看護学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02（10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 16, P. 36	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01（10)看護学研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01（10)看護学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02_(10)看護学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02_(10)看護学研究科_授業科目の開設状況		
	6-3-1-03_(10)看護学研究科_標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04_(10)看護学研究科_修了要件単位数（大学HP_修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(10)看護学研究科_カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02_(10)看護学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(10)看護学研究科_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-4-02_(10)研究指導教員の決定方法（看護学研究科HP）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	6-3-4-03_(10)看護学類-看護学研究科-2019年度-年報	P. 21–22, P. 76–78	
	6-3-4-04_(10)看護学類-看護学研究科-2018年度-年報	P. 21–22, P. 76–78	
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05_(00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07_(00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08_(00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-4-02_(10)研究指導教員の決定方法（看護学研究科HP）の「研究スケジュール」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

［分析項目６－３－４］
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－３－Ａ]TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B (Beginner)、TA-R (Regular)、TA-S (Senior)に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF(ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01_TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
[活動取組６－３－Ｃ]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		
[活動取組６－３－Ｄ]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲
[活動取組６－３－Ｅ]CNS（Certified Nurse Specialist ： 専門看護師）コース 博士前期課程には、修士論文コースに加えて、CNS（Certified Nurse Specialist ： 専門看護師）コースを開設している。CNS（専門看護師）コースは家族支援看護学領域、生活支援看護学領域、療養支援看護学領域の3領域・9分野から構成され、高度専門職業人の育成をめざす教育目的にそって、看護の専門的実践に寄与できる教育を行い、これまでに多くの専門看護師を輩出している。	6-3-E-01_(10)看護学研究科_CNSコース概要（大学HP）		
[活動取組６－３－Ｅ]国外で学会への参加促進のための取組み 看護学研究科グローバル化推進部会主催・FD委員会共催により、英語プレゼンテーションセミナーを継続して開催している。ネイティブスピーカーを講師に招き、大学院生及び教員を対象として効果的なポスタープレゼンテーション、英語ポスターの作成方法についてのセミナーを開催し、国際学会での発表を促進している。また、さくらサイエンスプログラムの採択を受け、大学院生への国際学会への参加を促し、学術交流の機会を提供している。	6-3-4-03_(00)国内外の学会参加促進の取組事例		再掲
	6-3-4-03_(10)看護学類-看護学研究科-2019年度-年報	P. 21-22, P. 76-78	再掲
	6-3-4-04_(10)看護学類-看護学研究科-2018年度-年報	P. 21-22, P. 76-78	再掲
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02 (00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03 (10)看護学研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02 (10)看護学研究科 授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03 (00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 (10)看護学研究科 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

[活動取組６－４－B] 看護学研究科博士前期課程「慢性看護学演習ⅠA」「慢性看護学演習ⅡB」では、大学院生による地域における患者サポートグループの企画・運営、患者家族教育などを行っている。この授業の取り組みについては、修了生への調査により授業評価を行い、本演習での学びが専門看護師、または看護師としての実践に活かされていることが明らかとなった。地域貢献の要素を含む本授業は、その評価も踏まえ、発展的に、授業を展開している。	6-4-B-01 (10)藪下他 2018 大学院教育におけるセルフヘルプグループ支援とその評価,大阪府立大学看護学雑誌	24(1), 127-133	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

看護学研究科博士前期課程では、専門看護師コースに関連する講義・演習・実習科目において、対話・討論型授業が行われ、学内においても高機能シミュレーターを用いた授業（「フィジカルアセスメントⅠ」）により、卓越した臨床判断能力に基づく実践、教育、連携・調整等の能力形成のための授業が行われている。また、「看護管理学特論Ⅰ」では海外講師による英語によるオンライン講義を組み込み、大学院生の国際的視野を育むような教育プログラムとなっている。「異文化看護フィールドワークA・B」ではマヒドン大学の大学院生と交流を図り、タイや日本でのフィールドワークを実施して国際的な視点で看護を考える能力を育成している。さらに看護学研究科は文部科学省の多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン：「7大学連携個別化がん医療実践者養成プラン」の実施校でありがん医療の新たなニーズに対応できる優れたがん看護専門看護師の養成に貢献している。
（看護学研究科2018年度・2019年度年報）

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(10)看護学研究科_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(10)看護学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(10)看護学研究科_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(10)看護学研究科_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02_チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03_学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08_大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［活動取組６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01 (00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02 (00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03 (00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04 (00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05 (00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-12_大阪府立大学大学院 看護学研究科規程	第15条	再掲
	6-2-1-02_(10)看護学研究科_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02_(00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03_(00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-12_大阪府立大学大学院 看護学研究科規程	第15条	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(10)看護学研究科_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02_(10)看護学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02_(00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03_(00)_期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		
	6-6-4-04_(04)看護学類・看護学研究科_2021年度看護第5回定例教授会議事録、教務関係申し合わせ事項（非公表）	P. 18	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（看護学研究科規程第15条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３]
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-12 大阪府立大学大学院 看護学研究科規程		再掲
	6-3-1-03 (10)看護学研究科 標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (10)看護学研究科 学位論文審査実施要領		
	6-7-2-02 (10)看護学研究科 学位論文審査基準（大学HP）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01 大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04 (10)看護学研究科 修了要件単位数（大学HP 修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03 (10)看護学研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 53-73	再掲
	6-7-2-02 (10)看護学研究科 学位論文審査基準（大学HP）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (10)看護学研究科 修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (10)看護学研究科 学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-02 (10)看護学研究科 学位論文審査基準（大学HP）		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01_(10)看護学研究科_学位論文審査実施要領		再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04 (00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (10)看護学研究科 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (10)看護学研究科 学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02 (10)看護学研究科 修了予定者アンケート 2020-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (10)看護学研究科 修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (10)看護学研究科 修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (10)看護学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02_(10)看護学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (10)看護学研究科 アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

公益社団法人日本看護協会のCNS（専門看護師）認定審査において、2020年度は16名が合格しており、これまで11分野221名（総数2,733名のうち、約8%）のCNSを輩出した。修了生は大学院教育により高度実践看護者としての能力が獲得されたと考えられ、養成機関として役割を果たすことができている。

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(11)総合リハビリテーション学研究科_学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02_(11)総合リハビリテーション学研究科_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 17-18, P. 36	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第4条の2、第2章	再掲
	6-3-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 授業科目の開設状況		
	6-3-1-03 (11)総合リハビリテーション学研究科 標準履修課程表（履修要項）		
	6-3-1-04 (11)総合リハビリテーション学研究科 修了要件単位数（大学HP　修了の認定の規程について）		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05 (11)総合リハビリテーション学研究科 カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (11)総合リハビリテーション学研究科 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第12条～第14条	再掲
	6-3-3-02 (11)学士・修士５年一貫プログラム（配布用）2021(pt)		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	6-3-4-01 (00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		
	6-3-1-03 (11)総合リハビリテーション学研究科 標準履修課程表（履修要項）	P. 8-9, 15-16, 20	再掲

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01_(00)研究指導教員の決定方法について（2020年度教育企画運営会議資料第9回､第6回）（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(00)国内外の学会参加促進の取組事例		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05_(00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07_(00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	6-3-4-08_(00)2021年度TA配置状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。

［分析項目６－３－４］
資料6-3-1-03_(11)総合リハビリテーション学研究科_標準履修課程表（履修要項）のP.8-9,15-16「4.履修指導の具体的な方法」の項目において、研究指導の計画を学生にあらかじめ示している。

［分析項目６－３－４］
本学では2016年認証評価受審の際に「研究指導教員の決定方法について、組織として明文化されていない。」との指摘を受け、「研究指導教員の決定方法」（研究指導計画含む）の明文化及び学生への公表を行った。また、2019年度に実施した自己点検・評価において、「研究指導計画書及び研究指導報告書について、教員個人が作成している場合があるものの、研究科としては作成していない部局が大半であるため、対応できていない研究科については作成する必要がある。」との改善事項を掲げ、2020年度に各部局にて「研究指導計画書」及び「研究指導報告書」の様式の策定を行い、計画書・報告書の作成方法や時期、学生への提示時期、提出時期、専攻等内での確認・共有方法、管理方法等の運用ルールを定め、学生への公表を行った。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－３－Ａ]TA制度 本学では、大学院生の教育研究に関する資質のいっそう向上を図るため、教育補助者としてのTAの業務を、TA自身の教育研究に関する資質の向上を図るためのトレーニング機会として、TAを担う学生の重要なキャリア形成の場として位置づけ、担当する業務内容によりTAを3つの区分：TA-B（Beginner）、TA-R（Regular）、TA-S（Senior）に分けることとした。それぞれの区分に資格要件を定め、業務内容に応じた適切な単価設定を行うこととし、併せて、区分に応じた体系的なTA研修制度を整備し、2019年度から運用を開始している。 大阪公立大学開学後は、3つの区分を、TA、TF（ティーチング・フェロー）の2つに再編し、それぞれに役割に応じた研修を実施する。さらに、大学院共通教育科目として、授業を担当するために必要な授業デザイン、教育技法、評価に関する実践的な知識とスキルの獲得を目的とするプレFD科目を開設し、当該科目の履修をTFの資格要件とする。	2-5-6-01_TA・SA研修関連資料（非公表）		再掲
	2-5-6-02_（参考）大阪公立大学　TA・SAハンドブック初版（2022年04月）		再掲
	2-5-A-01_TA制度の見直しについて（非公表）		再掲
[活動取組６－３－Ｃ]大学フェローシップ創設事業 本学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、将来のイノベーション創出の担い手となる博士後期課程学生が、不安なく研究活動に専念できる環境を整えるために、経済的支援とキャリアパス支援を体系的に提供するフェローシップ制度を2021年度入学生から全研究科において運営している。本制度では、博士後期課程学生が専攻に所属する教員からの研究指導に加え、産業界出身のメンターによる実践的研究指導や国外大学に所属する副指導教員等から研究指導を受ける体制を構築するとともに、普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための大学院共通教育科目群の履修や、民間企業での長期インターンシップや海外留学等の機会提供を行っている。	6-3-C-01_(00)2021フェローシップ学生募集要項		
	4-2-5-13_科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業関連規程（非公表）		再掲
	6-3-C-02_(00)フェローシップ事業運営委員会設置要綱、フェローシップ資格審査委員会設置要綱		
	6-3-C-03_(00)大阪府立大学大学フェローシップ創設事業（大学HP）		
[活動取組６－３－Ｄ]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06_(00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		再掲
[活動取組６－３－Ｅ] 学士・修士5年一貫プログラムは，2018年度より開始され，優秀な学生について，時間的・経済的負担を軽減しつつ優秀な自律的研究者としての素地を築き，リハビリテーション学分野におけるより高度な問題解決能力，研究能力を有する修了生を育成することを目的としている．本プログラムに関する記載は，学生必携（履修要項・学生生活の手引き）に明示されており，大学院への進学を検討している学部生からの相談がある．2018年度：2名，2021年度：3名，2022年度予定：6名となっている．2019年度に2名，2021年度に3名がこのプログラムを利用している．リハビリテーション教育評価機構教育評価認定（2017年4月1日から2022年3月31日）において，特に優れた点として，毎年数名が大学院に進学するなど研究分野に積極的な指導がなされていることが取り上げられた．	6-3-1-03_(04)地域保健学域_標準履修課程表（履修要項等）	p. 100-101	
	6-3-3-02_(11)学士・修士５年一貫プログラム（配布用）2021(pt)		再掲
[活動取組６－３－F] 総合リハビリテーション学研究科では，国際社会に貢献できる高度専門医療人の育成を目的として，リハビリテーション分野で世界的に活躍している先生方を招いてオンラインでの講演会を開催している．2021年度は，公開講座を含め5回開催した．	6-3-F-01_(11)2021年度オンライン講演会（大学HP）		
	6-3-F-02_(11)オンライン講演会開催20210809		
	6-3-F-03_(11)オンライン説明会開催20210922		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-03_(11)総合リハビリテーション学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	6-4-3-02_(11)総合リハビリテーション学研究科_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(11)総合リハビリテーション学研究科_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第10条の4	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務学生システムを通じて学生に周知している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 (11)総合リハビリテーション学研究科 履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (11)総合リハビリテーション学研究科における履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-5-1-03 (00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 (11)総合リハビリテーション学研究科 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 (11)総合リハビリテーション学研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)インターンシップ科目受講者数・単位習得者数、インターンシップ参加者数		
	6-5-3-02 (00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 (00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02 チューター制度実施要項		再掲
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06 外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04 アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08 大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-03 学生チューター数、留学生チューター制度利用者数		再掲
	6-5-4-03 (00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01 (00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02 (00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03 (00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04 (00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05 (00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-13 大阪府立大学大学院 総合リハビリテーション学研究科規程	第13条	再掲
	6-2-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-02 (00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03 (00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-13 大阪府立大学大学院 総合リハビリテーション学研究科規程	第13条	再掲
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (00) 期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（総合リハビリテーション学研究科規程第13条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３]
半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-13_大阪府立大学大学院_総合リハビリテーション学研究科規程		再掲
	6-3-1-03_(11)総合リハビリテーション学研究科_標準履修課程表（履修要項）		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(11)総合リハビリテーション学研究科_修士論文・博士論文審査基準		
	6-7-2-02_(11)総合リハビリテーション学研究科_学位論文授与の手引き（R3.5.1改正）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-02_大阪府立大学大学院学則_R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
	1-3-2-01_大阪府立大学教授会等規程	第3条	再掲
	6-7-2-04_(00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(11)総合リハビリテーション学研究科_修了要件単位数（大学HP　修了の認定の規程について）		再掲
	6-3-1-03_(11)総合リハビリテーション学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 30-34	再掲
	6-7-2-01_(11)総合リハビリテーション学研究科_修士論文・博士論文審査基準		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(11)総合リハビリテーション学研究科_修了判定に係る教授会資料（修了判定資料、議事録）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-02_(11)総合リハビリテーション学研究科_学位論文授与の手引き（R3.5.1改正）		再掲
	6-7-2-01_(11)総合リハビリテーション学研究科_修士論文・博士論文審査基準		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-02（11)総合リハビリテーション学研究科_学位論文授与の手引き（R3.5.1改正）		再掲
	6-7-2-04（00)大阪府立大学学位規程_R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-1	再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (00)学会等における学生の受賞事例（学長顕彰受賞者抜粋）		
	6-8-1-04 (00)大学院生の学会及び論文発表件数		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (00)就職率及び進学率の状況		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-2	再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 学校基本調査（卒業後の状況調査）（非公表）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 学生調査結果（修了予定者アンケート）（非公表）		
	6-8-3-02_(11)総合リハビリテーション学研究科_修了予定者アンケート_2020-2021年度（非公表）		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-3	再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 修了生調査結果（非公表）		
	6-8-4-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 修了生調査2021集計結果（非公表）		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-4	再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (11)総合リハビリテーション学研究科 就職先アンケート結果（非公表）		
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-8-5	再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－８－B]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定め、アセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (11)総合リハビリテーション学研究科 アセスメントシート（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01（12)高等教育推進機構_教育目的、大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-02（12)高等教育推進機構_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-1-1	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
高等教育推進機構は全学の共通教育の企画・実施を担当する組織である。学位授与方針は策定していないが、各学域の学位授与方針の基礎となる、学士課程全体を通じた学修成果目標「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」（以下、「学修成果目標」という。）を定めている。この学修成果目標について、基準６−１に関する自己点検・評価を実施した。

［分析項目６－１－１］
アセスメントシートとは、教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）で定めるアセスメントリストに基づき行う教学アセスメントのうち、特に詳細な分析が必要となる項目についての分析結果を記載する様式を指す。以下、同様。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (12)高等教育推進機構 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-02_(12)高等教育推進機構_成績評価ガイドライン		
	6-1-1-02 (12)高等教育推進機構 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-1	再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）	P. 19, P. 38	再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)高等教育推進機構 教育目的、大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (12)高等教育推進機構 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-02 (12)高等教育推進機構 アセスメントシート（非公表）	分析項目6-2-2	再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－２－１］
高等教育推進機構では、学修成果目標のうち共通教育を通じて獲得すべき学修成果に基づいて、教育課程編成方針を定めている。

［分析項目６－２－１］
学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。さらに、教育課程全体を通じた学習成果の評価の方針を定めるために、2020年度に「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定した。その中で、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を評価するための項目を検討し、アセスメントリスト（2021年8月施行）として明示した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第29条	再掲
	6-3-1-01_(00)大阪府立大学履修規程_R4.4.1改正		
	6-3-1-02_(12)高等教育推進機構_授業科目の開設状況		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-05_(12)高等教育推進機構_カリキュラム・マップ、コース・ツリー等		
	6-1-1-02_(12)高等教育推進機構_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-3-1	再掲
	6-3-1-06_(00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07_(12)高等教育推進機構_科目ナンバリングコード付番科目一覧		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01_大阪府立大学学則_R4.4.1改正	第34条～第36条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
大阪公立大学の開学に伴い、シラバスを管理する教務システムが新システムに移行し、大阪府立大学・大阪市立大学・大阪公立大学の科目のシラバスを一括して管理しているが、大阪府立大学の学生は、教務システムを通じて自身のカリキュラムに対応する科目のシラバスを確認することができるようになっている。

［分析項目６－３－２］
各科目の内容の設定にあたっては、一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、授業時間外の学習（準備学習）の項目は学生が何をすればよいかが分かるように、具体的な内容を記載するよう指示している。さらに、全科目のシラバスについて、教務担当職員が準備学習に関する指示等が具体的に記載されているかどうかを確認し、記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に対し追加の記載を指示している。また、ポートフォリオシステムでは各教員は科目（授業）毎に学生の授業時間外学習の状況を把握することができ、各科目において単位の実質化を図ることで、授業科目の内容が授与する学位にふさわしい水準となることを担保している。ポートフォリオシステムに関する取組みについては[活動取組６－３－Ａ]に詳述。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］授業時間外学習時間の増加に向けた取り組み 本学では、シラバスの充実（【特記事項】①に記載）に加え、ポートフォリオシステムを活用した授業時間外学習時間の増加に向けた取組みを行っている（ポートフォリオシステムについては基準６－８の[活動取組６－８－Ａ]に詳述）。ポートフォリオシステムでは授業毎の学生の授業時間外学習時間（予習・復習時間）を把握することができ、全学委員会（教育改革専門委員会）にて半期ごとに学習時間の状況を確認するとともに、特に講義科目について極端に学習時間が少ない学生の割合を減らすことを全学の目標に掲げ、各教員に周知を行ってきた。大阪公立大学においても、ポートフォリオのこの機能は維持され、各教員は授業毎に学生の授業時間外学習時間を確認できるようになっている。	6-3-A-01（00)授業時間外学習時間の増加に向けた取り組みについて（2018年度第4回教育改革専門委員会資料）		
	6-3-A-02（00)「授業ふり返り」各質問項目の回等分布経年変化（2021年度第2回教育改革専門委員会資料）（非公表）		
［活動取組６－３－Ｂ］システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム（2021年度にプログラム名変更） このプログラムは、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、本学の高度人材育成センターと大阪市立大学が共同で運営してきた5年一貫プログラムである。「ことづくり」の発想から深い科学の素養を活かし、階層融合的な研究戦略を想起できる「システム発想型」学際科学リーダーを養成することを目的としており、高度な学術的研究成果を産業の開拓に結びつけ、「基礎から実用展開への生きたリンク」を構築できる産業界を主軸にしたリーダー養成に特化したプログラムである。インターディシプリナリー科目、アイディエーション科目、グローバル科目を主とした全14単位のカリキュラムで構成され、学生は個々人のコースワークに沿ってこれらの科目を履修し、最終年度のDefense審査を通過することでその質が保証され、主専攻研究科で授与される学位記に本プログラムの修了が付記される。	6-3-B-01（00)大阪府立大学リーディングプログラム（大学HP）		

[活動取組６－３－C]初年次ゼミナールの取組み 本学では、(1)「高校までの受動的な学習態度」から「能動的な学習態度」へとの学びの転換を目標とし、1年次に全学必修科目として「初年次ゼミナール」を開設している。この目標を達成するため、初年次ゼミナールでは15名前後の少人数ゼミナール制をとり、講義型でなく双方向型授業（i.e.，アクティブ・ラーニング）で実施している。また、初年次ゼミナールの担当教員は、全部局から選出され、それぞれの担当教員の専門性を活かした授業が開講されている（2021年度は96科目）。高等教育推進機構では、共通の授業目標、授業設計のガイドライン（シラバス記載方法を含む）、成績評価の指針を設定し、担当教員を対象とした説明会の開催、「初年次ゼミナールの手引き」（教員対象）を作成している。	6-3-C-01 (12)2021授業科目ガイド	P.20-91	
	6-3-C-02 (12)2021年度初年次ゼミナール担当者の手引（教員用）		
[活動取組６－３－D]大学院共通教育科目「研究公正A・B」 大学院共通教育科目の教育目標として、「自らの研究に責任を持ち、社会から信頼される公正性の高い研究を実施するための基礎となる倫理観を培う」ことを掲げ、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設している。これらの科目では、講義とe-learningを通じて、研究公正や研究不正に関するトピックスに関して基本的な知識を身につけたのち、研究公正・研究不正に関する事例について、自らの問題として考える態度を培うために、1組5名程度のグループで議論を行う。また、留学生に対しては英語による授業を展開し、留学生を含むすべての大学院生が研究公正について学ぶ機会を提供している。	6-3-4-06 (00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の1年次生を対象に、必修科目として「研究公正A」「研究公正B」を開設し、講義とe-learning、少人数のグループワークを通じて、全ての学生が研究公正について自らの問題として考える姿勢を培い、研究不正の種類や内容について正しく理解できるよう指導している。

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(00)大阪府立大学シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-C-01_(12)2021授業科目ガイド		再掲
	6-4-3-02_(12)高等教育推進機構_授業形態別の授業科目の開設状況		
	6-4-3-03_(00)授業形態、学習指導法の工夫を行っている事例		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_(12)高等教育推進機構_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－３］
非常勤教員も含む全学の教員に対して「シラバス作成要領」を示し、記載すべき項目とその具体的内容や注意事項、記載例を示している。さらに、各教員がシステムを通じて入力した全科目のシラバスについて、教務担当職員が、記載項目に漏れがないか、記載内容が十分であるかの確認を行い、記載漏れがある場合や記載内容が不明瞭・不十分な場合には該当教員に追加の記載を指示することによりシラバスの内容の充実を図っている。また、シラバスは大学Webサイト、教務システムを通じて学生に周知するとともに、ポートフォリオシステムからも直接確認することができるようにし、学生が各回の授業目標・内容を十分理解した上で学習できるようになっている。

［分析項目６－４－４］
教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）について、外国語科目（英語）は少人数クラスへの対応のため非常勤講師の割合が多くなっているが、各科目の授業目標は共通となっており、非常勤講師向けの説明会を実施する、専任教員が各クラスのシラバスの内容について確認する、GPCやGP分布を確認するなど、授業の内容、実施、成績に関して責任をもつ体制となっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］コロナ禍におけるオンライン授業について 2020年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の導入以降、オンライン授業の実施方法等に関する情報の需要が高まりを受け、オンライン授業に係る各種参考情報を集約して紹介する「授業改善に役立つコンテンツ集」を授業支援システム（Moodle）上に作成し、非常勤講師を含む全教員等関係者に向けて公開している。このサイトでは、オンライン授業をデザインする際のポイントや、オンライン授業のコンテンツの作成方法、同期型・非同期型でオンライン授業を行う際の様々な手法や事例、オンラインでの課題・小テスト・試験の実施方法等を紹介しており、多様なメディアを活用した授業実施の促進を図っている。併せて、操作方法やトラブル対応などのオンライン授業に関連する学生・教職員からの種々の質問へのサポート体制として、教職協働の「オンライン授業推進チーム」を組成し支援してきた。2022年度以降は対面授業が主となっているが、オンライン授業との混合授業も実施されており、引き続きMoodleに上記コンテンツを公開するとともに、オンライン授業を支援する職員を配置し、メールによる質問対応などを行っている。	6-4-A-01 (00)授業改善に役立つコンテンツ集（非公表）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(12)高等教育推進機構_履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(12)2021年度_学域新入生対象カリキュラムオリエンテーションプログラム（非公表）	資料6-2	
	6-5-1-02_(00)学生アドバイザー業務説明会資料（2021年度_学生アドバイザーの手引）（非公表）		
	6-5-1-03_(00)学術の発展動向（担当教員の研修成果を含む。）を反映した授業科目の事例		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(12)高等教育推進機構_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_(12)高等教育推進機構_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-02_(00)インターンシップに関する情報提供等（学内ポータル）（非公表）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01_(00)留学生に対する外国語による情報提供（教学）（非公表）		
	4-2-3-06_外国人留学生の手引（日本語・英語）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-04_アクセスセンターご利用の手引き（教職員用）（非公表）		再掲
	4-2-1-08_大阪府立大学アクセスセンター規程		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-02_(00)特例科目の実施状況_受講者数		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03_(00)障がいのある学生に対する支援（ノートテイカー等）の実績		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－５－Ａ] ・大学院共通教育科目「Technology-based Entrepreneurship Course（TEC）」 専門性のみにとらわれない学術的な視野と深い教養、社会の課題を的確にとらえる能力、自らの研究の公正性に責任をもつ倫理観、国際的な協働を可能とする能力、自らの研究成果を社会へ還元できる能力、及び自律的にキャリアをデザインする能力を兼ね備え、その上で、主体的に現代社会の課題を解決するための方策を立案し、遂行していくマネジメント力を有する人の育成を目指し、全研究科を対象とする大学院共通教育科目を開設している。なかでも、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供しており、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01_(00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02_(00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03_(00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04_(00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05_(00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01（00)大阪府立大学履修規程_R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02（12)高等教育推進機構_成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-01（00)大阪公立大学履修規程	第13条	
	6-6-1-02（00)大阪公立大学大学院履修規程	第12条	
	6-6-1-03（00)大阪公立大学成績評価ガイドラインの策定依頼について（第8回教務準備委員会資料）		
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-C-01（12)2021授業科目ガイド	P. 4	再掲
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（12)高等教育推進機構_成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（12)高等教育推進機構_成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03（00)GPA制度の目的及び実施状況（活用状況）		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-1-1-02_(12)高等教育推進機構_アセスメントシート（非公表）	分析項目6-6-3	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02（00)異議申し立て制度の実施状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		
	6-6-4-04（12)高等教育推進機構_教務に関する連絡事項（日本語版）（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目６－６－１]
成績評価基準は、2022年4月に履修規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）、グレードポイント（各評語に与えられる数値）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（履修規程第14条）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、履修規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（履修規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－１]
高等教育推進機構 成績評価ガイドラインには『達成度以外の評価指標(例えば、出席状況、授業時間外学習の促進を主たる目的とした課題レポートの提出状況など)を成績評価の一部に加えることができる。』と記載されているが、ここでの出席状況とはいわゆる出席点ではなく、授業に対する積極性を評価することを意味している。

[分析項目６－６－３]
成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。
しかしながら、成績評価ガイドラインについて、成績の分布の目安については非常勤教員を対象とした説明会で周知しているものの、成績評価ガイドライン全体については、常勤教員及び非常勤教員への周知が不十分である。そのため、今後、シラバス作成依頼や成績評価のタイミングで周知の徹底を行う等して改善する。

[分析項目６－６－４]
全学の方針の「期末試験等のエビデンス管理について」に定める内容を、非常勤講師に対しては４月の説明会で資料「教務に関する連絡事項」を用いて説明している。また、試験・成績入力期間前には、常勤教員及び非常勤講師に対してメールにより、期末試験等のエビデンス管理に関する全学の方針を周知している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】
該当なし

【改善を要する事項】
該当なし

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (12)高等教育推進機構 学生調査結果（卒業予定者アンケート）（非公表）		
	2-3-B-06 卒業予定者アンケート2019-2021集計結果（全学）（非公表）		再掲
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (12)高等教育推進機構 卒業生調査結果（非公表）		
	2-3-B-07 卒業生調査2021集計結果（全学）（非公表）		再掲
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組６－８－Ａ]ポートフォリオシステムについて eポートフォリオを導入し、学生による学びの自己評価を中心としたアンケートを実施している。本システムでは、学期末、各受講科目について、学生に学習プロセスと達成度（学習成果）の自己評価（「授業ふり返り」）を行わせ、データを蓄積・可視化して、学生と教員に提示している。これにより、自律的学習者の育成を進めるとともに、授業担当教員の授業改善に役立てている。また、学習成果だけでなく成果獲得に至るプロセスにも着目してデータを取りまとめ、各部局や大学全体に提供して教育上の課題発見等に活かしている。なお、2015年度後期には12.7%だった「授業ふり返り」の入力率は、システムとその運用の改善等により、2020年度後期には66.9%に上昇している。この他、本学全体のディプロマ・ポリシーに相当する「大阪府立大学学士課程が目指す学修成果」についても学生に自己評価を行わせ、大学全体としての教育成果の確認に用いている。 大阪公立大学のポートフォリオシステムにおいてもこれらの機能は継続されるとともに、さらに充実させた機能としてクリッカーや成果物を登録するショーケース機能をシステムに追加し、運営している。	2-3-B-02 ポートフォリオシステムの概要（授業ふり返り質問項目、入力率の経年変化等）（非公表）		再掲
	6-8-A-01 (00)大阪府立大学学士課程が目指す学修成果（大学HP）		
[活動取組６－８－Ｂ]アセスメントリストに基づく、学習成果に関するアセスメントの実施について 各学域、研究科及び高等教育推進機構は「教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、教学アセスメントの責任者、実施体制及び実施手順を定めている。その中で、領域6の各基準に対応するアセスメントの項目を「アセスメントリスト」（データの種類やアセスメントの頻度、アセスメントの方法などを定めたもの）という形で定め、特に重要な項目については、アセスメントの結果をアセスメントシートにまとめ、自己評価のデビデンスとして本評価書のエビデンスとして添付している。なかでも学習成果に関しては、領域6の各基準に定める根拠資料・データに加えて本学独自のアセスメントの項目を定めており、上記ポートフォリオのデータも活用したアセスメントを実施している。	2-1-1-05 大阪府立大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-2-01 各部局の教学アセスメントに係る実施方針（アセスメント・ポリシー）・アセスメントリスト（観点8）		再掲
	2-1-2-02 アセスメントリスト（観点1-7）		再掲
	6-1-1-02 (12)高等教育推進機構 アセスメントシート（非公表）		再掲
	6-8-B-01 (12)高等教育推進機構 「授業ふり返り」集計データ（非公表）		
[活動取組６－８－Ｃ]内部質保証に関するスタートアップ支援について 2017年度に設置した教育戦略室（教育戦略室については領域2に詳述）が主体となり、各部局における内部質保証システムの構築を推進するための施策として、2018年度から「内部質保証に関するスタートアップ支援事業」を開始し、教育プログラム（学士課程を対象）における学習成果を分析・評価し、改善・向上を図る部局での取組への経費支援を行っている。 2018年度：6件（8,646千円）、2019年度：1件（1,542千円）、2020年度：4件（5,587千円）に対し支援を行い、各部局における事業の成果を全学に対して報告・共有している。	2-3-A-01 内部質保証に関するスタートアップ支援事業2020公募要領		再掲
	2-3-A-02 内部質保証に関するスタートアップ支援事業採択状況（非公表）		再掲
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (13)リーディングプログラムコース アドミッション・ポリシー，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	P. 3	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

リーディングプログラムコースは、2013年に文部科学省博士課程教育リーディングプログラムに「システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム」として採択され、実施してきたプログラムであり、補助期間終了後も、これまでの実績と成果を広く学内に水平展開し、さらに大学院教育の質向上を図ることを目的に、プログラム名称を「システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム」に変更し、継続して実施している。なお、プログラム名称及びカリキュラムの変更は2021年度入学生以降に適用されるが、自己評価実施時において名称変更後の新カリキュラム履修生がいないため、カリキュラム変更前のリーディングプログラムコースについて自己評価を実施した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1-01（13)リーディングプログラムコース アドミッション・ポリシー，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	P. 2	再掲
	6-3-2-01（00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01（13)リーディングプログラムコース アドミッション・ポリシー，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	P. 2-3	再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
［分析項目６－２－１］ 学習成果の評価の方針に関して、本学では、個々の授業科目における評価の方針をカリキュラム・ポリシーではなく成績評価ガイドラインの中で必ずシラバスに明示するよう定めている。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第4条の3	再掲
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 5	
	6-3-1-02 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2022年度）（参考）		
	6-3-1-02 (13)リーディングプログラムコース 授業科目の開設状況		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-03 (13)リーディングプログラムコース カリキュラム・マップ（2021年度）	P. 2	
	6-3-1-04 (13)リーディングプログラムコース カリキュラム・マップ（2022年度）（参考）	P. 2	
	6-3-1-06 (00)科目ナンバリング（定義）		
	6-3-1-07 (13)リーディングプログラムコース 科目ナンバリングコード付番科目一覧		
	6-3-1-08 (13)リーディングプログラムコース 科目ナンバリングコード付番科目一覧（2022年度）（参考）		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
	6-3-2-02 (00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-03 (13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書（非公表）		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第9条	再掲
	2-1-2-15 大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）		再掲
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P.８（Ⅲ．２．メンター制度）	再掲
	6-3-B-03 (00)SiMS学位プログラムにおける研究指導		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (13)指導計画書等の様式（非公表）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (13)リーディングプログラムコース 学生の教育研究活動費支援に関する取扱要領（非公表）		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (00)産業界との連携により研究指導を実施している事例（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-06 (00)研究倫理に関する授業科目（シラバス）		
	6-3-4-07 (00)大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－３－Ａ] 文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としている。本学のプログラムは、博士課程教育リーディングプログラム委員会の最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。	6-3-2-03_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書（非公表）		再掲
	6-3-A-01_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価ヒアリング「プログラム最終報告書」（非公表）		
	6-3-A-02_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価結果		
	6-3-A-03_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価結果(Q03大阪府立大学)		
[活動取組６－３－Ｂ]研究室ローテーション リーディングプログラムでは、「SiMS特別研究」（必修、2 単位、通年）を通して、研究分野を俯瞰する力の育成を図っており、所属する研究室とは異なる分野・専門の研究室での３か月間以上の研究指導を実施している。	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）	P. 4	再掲
	6-3-B-01_(13)リーディングプログラムコース_SiMS特別研究（シラバス）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」（2013～2019年度）の採択を受け、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを展開している。企業から教員／メンターが参画する産学連携カリキュラムを通して、産業界を牽引できるグローバルリーダーを育成する点を特徴としており、修了生の80%以上を多岐にわたる企業へと輩出したことが高く評価され、最終評価においてS評価（計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）を取得した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)学事日程2021年度		再掲
	6-4-1-02_(00)2022年度以降 授業日程・授業時間の変更について		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(13)大阪府立大学リーディングプログラムコース_シラバス（全件、全項目）（非公表）		
	6-3-2-02_(00)シラバスチェック体制、チェック項目等（シラバス作成要領）2021.11.2教育企画運営会議		再掲
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）		再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－４－Ａ］戦略的システム思考力演習 本科目は、リーディングプログラムの必修科目（博士前期課程1－2年次）として位置づけられている。 大学院生は日常、専門分野の特定の研究課題を深く鋭く掘り下げることに特化した指導を受けている。一方で、学位取得後、特に産業界において、イノベーティブな人材としてグローバルに活躍するためには、俯瞰的視野からものごとをシステム的にとらえて新しい「こと」をデザインする能力を合わせ持つことが必須であり、本演習はその導入のための科目である。まず、特定の物やサービスがどのような価値や機能を内包しているか、またその実現に必要な要素は何かを考え、事象の全体を俯瞰しかつ細部を観るシステム思考について講義と演習で学ぶ。さらに、システム思考を活かして新しい「こと」を創出するためのデザイン思考を、グループワークを通して実践的に身に付ける。大学教員以外に、グループ毎にメンター（企業幹部経験者）を配置し、アイディエーション、システム思考、デザイン思考を経て、研究成果から商品やサービスの企画立案に至る一連のプロセスを指導する。	6-4-A-01 (13)リーディングプログラムコース 戦略的システム思考力演習（シラバス）		

[活動取組６－４－B]海外留学を課す授業科目 海外学生との交流や海外教授からの指導、学外関係者の指導など、多彩な交流と指導により幅広い人的ネットワークを構築することを目的とし、「グローバルリーダー演習（海外留学）」及び「国際アイディエーション演習」を開設している。 「グローバルリーダー演習（海外留学）」では、3ヶ月程度あるいはそれ以上の期間の海外研究、研修を通じて、産業界をグローバルに牽引する高度研究者に求められる様々な素養を体得し、さらにそれを実践応用するための素養を身につけることを目標としている。 「国際アイディエーション演習」では、自らデザインしたビジネス企画を海外大学において、理系教員だけでなくビジネス系教員や企業経営者、企業研究者とプレゼンテーションを行うことによって、グローバルな環境下におけるビジネス企画の妥当性も視野にいれて議論する能力を身につけることを目標としている。	6-4-B-01（13)リーディングプログラムコース_グローバルリーダー演習（シラバス）		
	6-4-B-02（13)リーディングプログラムコース_国際アイディエーション演習（シラバス）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1_(05)工学研究科_履修指導の実施状況	（ご参考）	
	6-5-1_(06)生命環境科学研究科_履修指導の実施状況	（ご参考）	
	6-5-1_(07)理学系研究科_履修指導の実施状況	（ご参考）	
	6-5-1_(09)人間社会システム科学研究科_履修指導の実施状況	（ご参考）	
	6-5-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修ガイダンスの実施状況（非公表）		
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）	P.8（Ⅲ．２．メンター制度）	再掲
	6-3-A-01_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価ヒアリング「プログラム最終報告書」（非公表）	P.10	再掲
	6-5-1-07_(00)交換留学制度の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2_(05)工学研究科_学習相談の実施状況	（ご参考）	
	6-5-2_(06)生命環境科学研究科_学習相談の実施状況	（ご参考）	
	6-5-2_(07)理学系研究科_学習相談の実施状況	（ご参考）	
	6-5-2_(09)人間社会システム科学研究科_学習相談の実施状況	（ご参考）	
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）	P.8（Ⅲ．２．メンター制度）	再掲
	6-3-A-01_(13)H25採択分博士課程教育リーディングプログラム事後評価ヒアリング「プログラム最終報告書」（非公表）	P.10	再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		

［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 (05)工学研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	（ご参考）	
	6-5-3 (06)生命環境科学研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	（ご参考）	
	6-5-3 (07)理学系研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	（ご参考）	
	6-5-3 (09)人間社会システム科学研究科 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組	（ご参考）	
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (13)リーディングプログラムコース インターンシップ派遣学生数、学会･論文発表件数（文部科学省「LP実施状況調査」より抜粋）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［６－５－４］
大阪公立大学開学後もアクセシビリティセンター（支援拠点）及びアクセシビリティ支援委員会（全学委員会）を組織し、障がいのある学生の学習支援を行う。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ Technology-based Entrepreneurship Course（TEC） 産業界においてイノベーションを創出し得る高度な研究者、研究リーダーの育成を目指し、高度人材育成センターでは、イノベーション創出型人材に必要な基礎知識の修得から企業管理者教育へと発展する科目、「イノベーション創出型研究者養成」、「イノベーション創出型研究者養成Ⅰ～Ⅳ」を提供している。これらの科目群はリーディングプログラムの優れた特色でもあるアントレプレナーシップ科目の礎となっているだけでなく、全研究科の学生が受講できるよう大学院共通教育科目として提供されている。なかでも、「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」は文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。	6-5-A-01_(00)大阪府立大学高等教育推進機構高度人材育成センター（大学HP）		
	6-5-A-02_(00)TECカリキュラム（大学HP）		
	6-5-A-03_(00)TECパンフレット2021（HP）		
	6-5-A-04_(00)2021.Curricula_TEC_all		
	6-5-A-05_(00)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省）		
［活動取組６－５－Ｂ］研究室ローテーション 異分野融合を意識し、その下地を養成するために3か月以上の研究室ローテーションを義務（必修科目）づけている（6-3-F-01_(13)リーディングプログラムコース_SiMS特別研究（シラバス）参照）。自らの専門分野とは異なる研究室で異分野研究に携わることで、新たな考え方、視点、ものの見方に触れ、それを自らの主専攻研究に活かすことで、さらに大きな視点や新たな角度から主専攻研究を促進できるようになる。これは企業で実施するインターンシップの研究室版であり、研究者としての幅と深みに対する素養を大きく養成する機会となっている。このように育成された素養を研究に活かすことで学位論文に大きな広がりと新しい展開を持たせることができるようになっている。このことによって本プログラム修了生の企業就職率は高く、ドクターのキャリア形成に貢献している。	6-3-B-01_(13)リーディングプログラムコース_SiMS特別研究（シラバス）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院共通教育科目として開設する「イノベーション創出型研究者養成Ⅲ」について、博士課程教育の産業界へのキャリアパス拡大といった本学のビジョンを実現する手段としてインターンシップを活用している点や、担当センター（高度人材育成センター）を設置し、企業出身のコーディネーターが中心となってインターンシップの企画・立案・実施を行っている点、国の研究力強化の方向性にも資する取り組みである点などが評価され、文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰」（2019年度）を受賞した。

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-07_大阪府立大学大学院_工学研究科規程_R4.4.1改正	第14条	再掲
	6-2-1-02_(05)工学研究科_成績評価ガイドライン		
	2-1-2-08_大阪府立大学大学院_生命環境科学研究科規程	第14条	再掲
	6-2-1-02_(06)生命環境科学研究科_成績評価ガイドライン		
	2-1-2-09_大阪府立大学大学院_理学系研究科規程	第14条	再掲
	6-2-1-02_(07)理学系研究科_成績評価ガイドライン		
	2-1-2-11_大阪府立大学大学院_人間社会システム科学研究科規程_R4.4.1改正	第15条	再掲
	6-2-1-02_(09)人間社会システム科学研究科_成績評価ガイドライン		
	6-2-1-02_(12)高等教育推進機構_成績評価ガイドライン		
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01_(13)リーディングプログラムコース_履修の手引（2021年度）	P. 4	再掲
	6-3-1-03_(05)工学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 8-9	
	6-3-1-03_(06)生命環境科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 3-4	
	6-3-1-03_(07)理学系研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 4	
	6-3-1-03_(09)人間社会システム科学研究科_標準履修課程表（履修要項）	P. 6	
	6-3-2-01_(00)大阪公立大学学外公開用シラバス（HP）		再掲

［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01（05)工学研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	6-6-3-01（06)生命環境科学研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	6-6-3-01（07)理学系研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	6-6-3-01（09)人間社会システム科学研究科 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	6-6-3-01（12)高等教育推進機構 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	6-6-3-01（13)リーディングプログラムコース 成績評価の分布表（GPC一覧）2021年度（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02（00)GPC及びGP分布の部局へのフィードバックについて（2018年度教育改革専門委員会資料）		
	6-2-1-02（05)工学研究科 成績評価ガイドライン		再掲
	6-2-1-02（12)高等教育推進機構 成績評価ガイドライン		再掲
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01（00)成績評価に対しての異議申し立て（大学HP）、2022年度以降の成績評価異議申し立て（2021年度第10回教育企画運営会議）		再掲
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03（00）期末試験等のエビデンス管理（2019年度第10回教育企画運営会議）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－１］
成績評価基準は、2022年4月に研究科規程を改正し、成績の評価に係る評語、評語を適用する際の判断基準（授業目標の達成度合い）及び100 点方式による素点と対応関係を定めている（各研究科規程参照）。また、個々の授業科目については、成績評価ガイドラインにおいて、シラバスに授業目標とその達成度の評価方法、研究科規程に定める単位修得するために最低限必要となる基準・レベルを示すこととしている。しかし、2021年度に実施した自己点検・評価（教学アセスメント）で、成績評価基準の策定（研究科規程の改正）にともなう成績評価ガイドラインの改訂ができていないことが明らかとなった。このような課題があったが、大阪公立大学では大阪府立大学の成績評価基準と同様の基準を定め、この基準に沿って成績評価を行うようガイドラインを制定していることから、2022年以降は大阪府立大学の成績評価についても大阪公立大学と同様のガイドラインに沿って実施していくこととなる。

[分析項目６－６－３] 成績評価ガイドラインの中でGPCや成績評価分布の目安を示し、半期ごとに、GPC一覧（授業ごとのGP 分布、平均GP 値）に基づき、成績分布の偏りやクラス間の差を確認するなどの方法で成績評価の点検を行い、授業改善等に活用することとしている。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-15 大阪府立大学大学院リーディングプログラムコース規程（R1.9.26、R3.4.1改正分）	第7, 8, 11, 12条、別表(第7条関係)	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 5-7	再掲
	1-3-1-02 大阪府立大学大学院学則 R4.4.1改正	第17条～第21条	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 6-7	再掲
	6-7-2-01 (13)PreDefence審査の進め方、ルーブリック表（非公表）		
	6-7-2-02 (13)Defence審査の進め方、ルーブリック表（非公表）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (13)リーディングプログラム 修了要件単位数（大学HP）		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 6-7	再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (13)リーディングプログラムコース SiMS運営委員会議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 6-7	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-1-01 (13)リーディングプログラムコース 履修の手引（2021年度）	P. 6	再掲
	6-7-4-02 (13)リーディングプログラムコース ステアリング委員会規程		
	6-7-4-03_(13)リーディングプログラムコース_SiMS運営委員会規則		
	6-7-4-04 (13)リーディングプログラムコース 資格審査委員会（内規）		
	6-7-2-04 (00)大阪府立大学学位規程 R4.4.1改正	第3, 4, 6, 8, 9, 12, 13条	再掲

［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－７－Ａ］ ・リーディングプログラムコースにおける達成状況の評価 本リーディングプログラムでは5年間にわたり、最終年度に課せられるDefense審査を含め、全3回の資格審査が設けられている。これらの資格審査にはすべてルーブリック評価制度（詳細は根拠資料ルーブリック表を参照）が導入されており、履修生を履修開始から修了まで一貫して、ディプロマ・ポリシー（根拠資料参照）に基づいて決められたルーブリック表でその達成度合いを定点評価する。評価者にはプログラム担当教員及び企業出身者であるメンターなどの外部委員も加わり、多様な視点からその達成度を評価する。また、各審査では事前に決められた合格点に達成したものだけが進級を許可され、最終のDefense審査に合格した者だけに修了が与えられる。	6-1-1-01（13)リーディングプログラムコース アドミッション・ポリシー，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー	P. 3	再掲
	6-7-2-01（13)PreDefence審査の進め方、ルーブリック表（非公表）		再掲
	6-7-2-02（13)Defence審査の進め方、ルーブリック表（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1-01（13)リーディングプログラムコース 標準修業年限内の修了率（別紙様式代替）（非公表）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03（13)学会等における学生の受賞事例（文部科学省「LP実施状況調査」より抜粋）		
	6-5-3-01（13)リーディングプログラムコース インターンシップ派遣学生数、学会･論文発表件数（文部科学省「LP実施状況調査」より抜粋）		再掲
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2（13)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（別紙様式代替）（非公表）		
	6-8-2-01（13)リーディングプログラムコース SiMS修了生の進路（大学HP）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02（00)卒業生記事一覧（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

特になし

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし